みぶまち
子育て応援ぶっく

令和6年５月発行

壬生町住民福祉部こども未来課
（壬生町こども家庭センター）
TEL:0282-81-1864

目　次

対　象	内　容	ページ
妊	母子健康手帳	1
妊	妊産婦健康診査受診票・妊産婦歯科健康診査について	2
妊	出産育児一時金・とちぎ笑顔つぎつぎカード	3
妊	産後ケア	4
子	子育て支援センターつばめ一時預かり保育	5
妊	妊産婦医療費助成制度	6
妊・子	出産・子育て応援金	7
妊・子	みぶまち子育てナビ「ミコナ」☆ NEW ☆	8
妊・子	マタニティマーク・栃木子育て支援ポータルサイト「とこぽ」☆ NEW ☆ おもいやり駐車スペース	9
妊・子	出生届の提出・赤ちゃんの駅登録事業・貸出事業	10
子	児童手当の請求	11
子	こども医療費助成制度	12-13
子	子ども用品リサイクル事業	14-15
妊・子	両親学級・母子保健推進員	16
妊・子	乳幼児健診	17
子	定期予防接種	18
子	任意予防接種・赤ちゃん訪問	19
	風しん予防接種の一部助成について	20
妊・子	おっぱい相談・離乳食教室・ママと赤ちゃんの相談室	21
妊・子	ママとベビーのおしゃべりカフェ・産後の骨盤ストレッチ教室・ベビトレヨガ	☆ NEW ☆ 22
子	発達支援サポート事業	23
妊・子	休日当番医・救急電話相談・病児保育	24
子	壬生町要保護児童対策地域協議会・児童家庭支援センター“にこにこ広場”	25
妊・子	児童館	26
子	子育て支援センター☆ひよこ☆	27
子	子育て支援センター　つばめ	28
子	壬生町ファミリー・サポート・センター	29
子	壬生町利用者支援事業 つばめ 子育て相談室・みらいくる	30
子	教育・保育施設申込方法／施設一覧	31-32
子	放課後児童クラブ	33-34
子	就学援助制度	35-36
子	児童扶養手当	37-38
子	特別児童扶養手当	39
子	ショートステイ事業	40
子	医療給付制度・壬生町こども発達支援センター「ドリームキッズ」	41
妊・子	働くお父さん・お母さんのための制度	42
妊・子	おもちゃ博物館・とちぎわんぱく公園	43
妊・子	デマンドタクシーみぶまる	44
妊・子	壬生町コミュニティバス「みぶーぶ」	45-47
妊・子	子育て支援マップ～町内施設編～	48
妊・子	子育て支援マップ～病院編～	49
妊・子	壬生町役場　電話番号簿	50
妊・子	壬生町こども家庭支援センター「ぱれっと」	

母子健康手帳の交付について

交付場所	こども家庭センター「ぱれっと」（こども未来課内）・各出張所
必要なもの	妊娠証明書・妊婦さんの健康保険証・妊婦さんのマイナンバーの分かる書類（マイナンバーカード・通知カード等）・顔写真付き身分証明書（運転免許証等）もしくは顔写真付きでない身分証明書（健康保険証と年金手帳等）

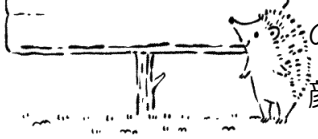

妊娠届

窓口にて用意してある用紙に記載していただきます。

※壬生町公式ウェブサイトより様式ダウンロード可

届書に、妊娠週数・出産予定日などを記載していただき、

母子保健コーディネーター（助産師・保健師）がお話を伺います。

※各出張所には、母子保健コーディネーターがいないため、後日ご連絡しお話を伺わせていただきます。

その他

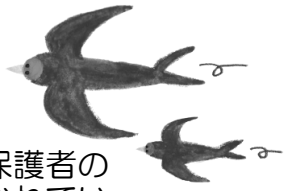

※ 父子手帳も同時にお渡ししています。

※ 母子健康手帳を受け取ったら、ご自身で表紙の「保護者の氏名」及び「妊婦自身で記入してください」と書かれている欄・ページをご記入ください。

※ 保健福祉センターでは、交付できません。

※ 妊婦さん以外の方が手続きに来られる場合は、上記必要なものの他、委任状、代理人の顔写真付き身分証明書もしくは顔写真付きでない身分証明書2つ、が必要です。

委任状は壬生町公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

妊産婦健康診査受診票・新生児聴覚検査受診票

母子健康手帳と一緒に、妊婦健康診査受診票（１４枚）、産婦健康診査受診票（２枚）、新生児聴覚検査受診票（１枚）を交付しています。

受診票を窓口で利用すると、費用の一部が公費で負担され自己負担が軽減されます。

公費負担額は受診票によって異なります。検査費用が公費負担額を超えた場合には、差額は自己負担となります。受診票の裏側をよくお読みください。

なお、住所・氏名・生年月日・出産予定日等をそれぞれの受診票にご記入の上、ご利用ください。

また県外の医療機関でのご利用を希望される方は、事前にご相談ください。

もし医療機関で受診票を利用せずに全額自己負担で受診された方は償還払いでの対応となります。役場にご相談ください。

※健診実施日当日、壬生町民であることが条件です。

※転入された方などは、使用枚数が異なるので窓口でご確認ください。

※多胎妊娠の場合には、受診票が７枚加算されます。

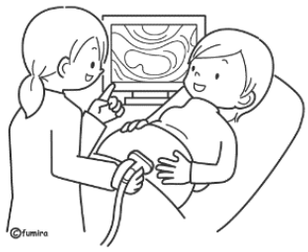

妊産婦歯科健康診査受診票

母子健康手帳と一緒に、妊産婦歯科健康診査受診票（１枚）を交付しています。

受診票を町内の指定の医療機関で利用すると、妊産婦歯科健康診査の費用が助成となります。町内の指定医療機関や受診票利用上の注意については受診票に記載していますので、ご確認の上、ご利用ください。なお、受診票の有効期限は、妊娠から出産後１年未満までです。

また、受診票ご利用の際は氏名・生年月日・住所・出産予定日などを受診票にご記入の上、ご利用ください。

※健診実施日当日、壬生町民であることが条件です。

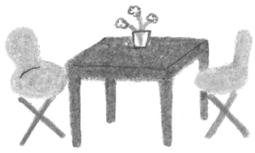

母子保健係　TEL　０２８２－８１－１８８７

出産育児一時金の直接支払制度

この制度を利用すると、病院等から請求される出産費用について、出産育児一時金（産科医療保障制度掛金1.2万円を含み原則50万円）の範囲内で加入されている健康保険から病院等に出産育児一時金を直接支払うこととなるため、事前に多額な現金を用意する必要がありません。

ただし、出産一時金を超える分については自費となりますので、窓口でお支払ください。

◆この制度を利用するには？

事前に医療機関の窓口へ申し出てください。（健康保険証の提示が必要です。）

医療機関によってはこの制度を利用できない場合もありますので、事前にご確認ください。

◆この制度を利用しなかった場合は？

出産費用をいったん窓口でお支払いただき、その後加入されている健康保険組合へ出産育児一時金をご請求ください。

とちぎ笑顔つぎつぎカード

子育て家庭を県民総ぐるみで応援することを目的として、とちぎ未来クラブが「とちぎ笑顔つぎつぎカード」を発行します。

交付場所	役場こども未来課・各出張所・子育て支援センター 「ひよこ」「つばめ」
対象者	18歳未満のお子様又は妊婦さんのいる世帯の方
利用方法	オリジナルプレートが掲示されている協賛店舗等で、カードを提示してください。
サービス内容	割引や特典内容のサービスやご利用方法は、協賛店舗等により異なりますので、とちぎ未来クラブのホームページをご覧ください。

※全国共通ロゴマーク表示のある
「とちぎ笑顔つぎつぎカード」を提示することで
全国の「子育て支援パスポート事業」協賛店舗で
サービスをお受けになれます。

◎LINEアプリで利用できます◎

栃木県LINE公式アカウントを「友だち」追加し、利用登録すると、
LINEアプリでとちぎ笑顔つぎつぎカードを利用することができます。
協賛店舗に提示することで紙のカードと同じように
サービスを受けることができます。
利用登録の手順やカードの表示方法については下記URLよりご確認ください。
→　https://tocopo.pref.tochigi.lg.jp/card/

お問合せ

とちぎ未来クラブ（下野新聞社委託）「とちぎ笑顔つぎつぎカード」係

電話　028-625-5333

※詳しくはとちぎ未来クラブ（下野新聞社委託）のホームページをご確認ください。

産後ケアについて

「出産後、自宅に帰っても家族の手伝いがなくて不安」「体調がすぐれない」「授乳がうまくいかない」など、出産後のサポートが必要なお母さんが、医療機関や助産院で助産師によるケアや授乳のアドバイスなどを受けることができます。また、お母さんが休息をとることができます。

◆利用できる方◆

＊以下のすべてにあてはまるお母さんと生後１年未満の赤ちゃん

１．壬生町民であること

２．ご家族などからの援助が受けられない方

３．体調不良、授乳や育児に不安がある方

（医療行為が必要な方は利用できません）

◆産後ケア内容◆

・お母さんのケア（母体の健康チェック・乳房ケアなど）

・赤ちゃんのケア（赤ちゃんの健康状態のチェック、体重・栄養などのチェックなど）

◆サービス内容・実施施設等◆

サービス内容	実施施設	利用期間
宿泊型ショートステイ	・獨協バースセンター ・CLARA　CLINIC ・佐藤助産院（下野市） ・アルテミス宇都宮クリニック（宇都宮市） ・きうち産婦人科医院（矢板市） ・大野医院（鹿沼市） ・ことり助産院（鹿沼市） ・自治医科大学付属病院（下野市） ・おおひらレディスクリニック（栃木市）	宿泊型と日帰り型 あわせて7日間まで
日帰りデイケア		

※ 利用料は負担軽減がありますので、お問合せ下さい。

◆利用方法◆

１．利用申請

ご希望の方は、こども未来課の窓口へ、利用を希望する方本人が母子手帳をご持参のうえお申し込みください。申請時、母子保健コーディネーター（保健師・助産師）が状況等をお伺いいたします。

２．利用申し込み

申請後、利用可能な方に町から承認通知書を郵送いたします。通知が届きましたら、利用施設に予約を入れてください。

問い合わせ先

壬生町こども家庭センター「ぱれっと」

（こども未来課内）

TEL:0282-81-1887

壬生町子育て支援センターつばめ

一時預かり保育のご案内

保育所・幼稚園等を利用していない家庭において、下記のような理由で、一時的に家庭での保育が困難となるお子様について、一時預かり保育をいたします。

≪理　由≫

1. 保護者の傷病、災害、事故、出産、介護等のやむを得ない事由により家庭保育が困難のとき
2. 保護者の就労形態等の事由により、家庭保育が断続的に困難となるとき
3. 保護者が、リフレッシュしたいとき（買い物・食事等）

≪対象児童≫

・壬生町に住所を有し、保育園や幼稚園等に在籍していない、月齢４ヶ月～３歳までの健康な乳幼児

≪保育時間≫・月曜日～金曜日　午前９時～午後５時

≪保育料金≫・１日2,000円　利用時間が４時間以下のときは1,000円
（料金は、お迎え時に現金での精算＊**お釣りの無いようご用意ください**
町子育て応援クーポン券の利用可）

≪利用回数≫・お子様1名につき月5回まで

≪利用できない日≫・土曜日・日曜日・祝日・年末年始

≪利用の仕方≫

必要書類の受け取り
⇩
面接の予約
⇩
面接・登録

＊必要書類をお渡します。
各家庭で書類を記入し、電話で面接日の予約をお願いします。
＊面接時は、お子様の保険証のコピーを1枚持参し、お子様と一緒に来所して下さい。
書類の確認、必要な持ち物の説明、お子様の様子等をうかがいます。
登録の際には親子の写真を撮影させていただきます。ご了承ください。

利用が可能

利用申し込み
⇩
預かり・保育
⇩
料金の精算

＊利用希望の日時を、前日までに来所 または 電話でお申し込みください。
＊予約日当日に「一時預かり申込書（当日分）」「連絡票」の書類と運転免許証などの身分証明書・必要な物を持参して、お子様を預けてください。
＊送迎時に 送迎者の身分証明書（運転免許証等）の確認をさせていただきます。
＊お迎え時に保育料金を精算してください。**※お釣りの無いようご用意ください。**
お迎えは、午後5時までの時間厳守をお願いいたします。

≪利用上の注意≫

＊一時預かり保育の利用は、前日までの事前申し込みを原則とします。
＊予約制となります。申し込み状況等により、希望に沿えないことがあります。
＊お子様の状態により、ご希望の時間お預かりできないことがあります。

＊健康な状態でのお預かりです。発熱や咳、鼻汁過多のお子様はお預かりできません。
預かり保育中の急な体調の変化の際は ご連絡しますので、速やかにお迎えをお願いします。

＊アレルギーや喘息のお子様、熱性けいれんの既往歴のあるお子様については、医師の指示書等が必要となります。面接の際、ご相談ください。

＊昼食時間帯の一時預かり（12：00～13：00）を利用する方は、昼食をご用意ください。
ミルクを飲んでいるお子様は、必要な量・回数分のミルクと哺乳瓶をご持参ください。
おやつ（10時・3時）についても、同様にご持参ください。

お問い合わせ（面接予約・申込など お問合せ）　月～金曜日 午前9時～午後4時30分
子育て支援センターつばめ内　　電話　0282-25-7773（一時預かり保育）

妊産婦医療費助成制度

助　成　対　象　者

壬生町に住所があり、健康保険に加入されている方で、妊娠届をされた方が対象になります。

受給資格者証を受け取るには？ ◆ピンク色のカードです◆

役場こども未来課・各出張所の窓口で、妊娠届をされた際にお渡しします。
手続きには、健康保険証が必要です。（転入された方は、母子健康手帳もお持ちください。）

助成を受けられる期間は？

妊娠届をされて母子健康手帳を受け取った月の初日から、出産された翌月末日までです。
※転入された方は、転入日から。転出された方は転出日の前日まで。
※妊娠届の前でも、妊娠に関する診療分は助成の対象となる場合があります。
　対象の場合には医師等の証明が必要になりますので、事前に担当へお問い合わせください。

助成を受けられる範囲は？

保険診療が適用された医療費の自己負担分を助成します。薬局も含む。

※妊娠や出産（死産や流産も含みます）に関する保険診療及びその他の保険診療も対象です。
※保険外診療（自費健診等）は、対象外となります。

申請のしかたは？

① 病院等を受診
② 医療機関、薬局等にて支払　⇒⇒

～　領収書・レシート　受領　～
受診者名・保険点数・負担割合・診療科目
入院外来が記載してあるもの

◆保険点数等の記載のない場合には、申請書に病院等で証明を貰ってください。

③ 申請書作成
・用紙は、役場こども未来課及び出張所窓口にあります。
　壬生町公式ウェブサイトよりダウンロードすることもできます。
・申請書の二重ワク内に必要事項を記入してください。
（振込み先は、原則として妊婦さん本人の口座になります。）
・②で受け取った領収書等を添付する。又は申請書に医療機関にて証明を受ける。
　◆医療機関一覧表に、添付した領収書の枚数を記入してください。

④ 申請書提出
役場こども未来課又は各出張所へ提出してください。郵送も可（役場こども未来課宛）
・申請は、受診された翌月よりお預かりしています。
（受診された月より１年以内に申請してください。）

⑤ 振込み
申請書提出の翌月末に、妊婦さんの口座にお支払予定

そ　の　他

◇ 帝王切開で出産された方に発行される領収書のなかに、出産一時金の直接支払い制度が充当され、保険診療対象で保険点数の表記があっても、支払額が０円のものがありますのでご注意ください。
直接払いが充当され領収金額が０円でも、保険診療は助成対象となりますので申請してください。

◇ 高額療養費や附加給付に該当される場合には、加入保険先に請求し「支給明細書」の写しを添えて、ご請求ください。
それぞれの金額を差し引かせていただいた後の金額が助成対象となります。

◇ 住所・加入保険等に変更があった場合には、受給資格者証をお持ちのうえ必ず届出てください。
　届出先　：　役場こども未来課又は各出張所

子育て支援係　TEL　０２８２－８１－１８６４

子育て家庭を応援します！

伴走型相談支援＆子育て応援給付金

●伴走型相談支援とは・・・

すべての妊婦さんと子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠から出産・子育てまで切れ間なく身近で相談に応じます。

●子育て応援給付金(出産・子育て応援ギフト)とは・・・

＊【出産応援ギフト】　妊娠届時の面談後、手続きを行うことで５万円

＊【子育て応援ギフト】出産後の面談(産後の赤ちゃん訪問)後、手続きを行うことで５万円支給します。

妊娠中から出産後の相談を充実させます

アンケートや面談等（妊娠8か月頃の面談は希望の方や必要な方）により、ママのお話を伺いながら出産や育児についてお手伝いしていきます。

妊娠届時面談

出産に向けて、不安なことを解消しましょう。

ギフト

母子保健推進員※さんの家庭訪問

→

妊娠８か月ごろ アンケート

希望者には面談をさせていただきます。
産後の生活について情報提供等行います。

→

赤ちゃん訪問時面談

産後のママの体調や、赤ちゃんのご様子を伺います。

ギフト

母子保健推進員※さんの家庭訪問

※母子保健推進員さんは、ママと役場をつなぐ地域のパイプ役を担っている方たちです。
身近な相談先として、ご訪問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

母子保健係　TEL　０２８２－８１－１８８７

わんぱく！みぶまち子育てナビ

ミコナ

妊娠から子育てまでサポート！

妊娠・出産に関する
各種支援情報等、
町の子育てサービスの情報を
簡単に調べられます。

予防接種をまるごとおまかせ！

生年月日から予防接種の
スケジュールを自動作成します。
ワクチンの種類から
医療機関検索もできます。

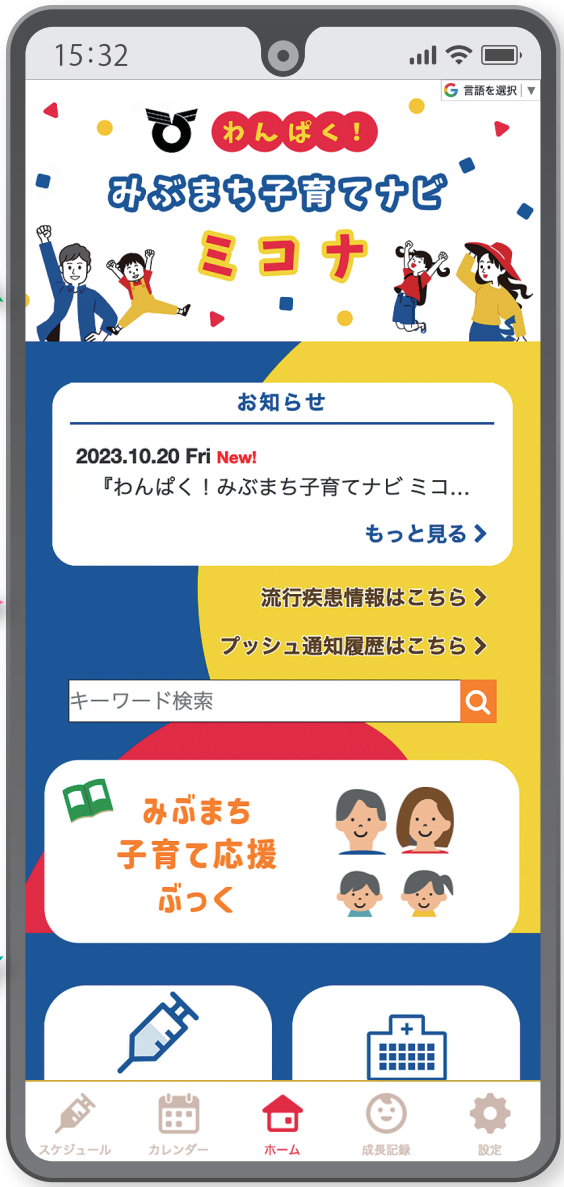

プッシュ通知で安心！

予防接種の予定日や
健診・イベント情報が
プッシュ通知で届きます。

子育ての記録を保存！

母子手帳の記録を入力したり、
画像で保存しておくことで
万が一の時にも安心です。

子育てに関するQ&A！

子育て世帯から寄せられる
「よくある質問」を
掲載しています。

アプリのダウンロードはこちら！ダウンロードも無料です。

Google Play で手に入れよう

App Store からダウンロード

わんぱく！みぶまち子育てナビ ミコナ

パソコン・スマホどちらからもご利用いただけます。

https://mibu-town.city-hc.jp/

壬生町
mibu town

〒321-0292 栃木県下都賀郡壬生町壬生甲3841-1
こども未来課
TEL：0282-81-1887

マタニティマーク

妊娠初期は、赤ちゃんの成長はもちろん、お母さんの健康を維持するためにも大切な時期ですが、外見からは見分けがつかないため様々な苦労があります。

マタニティマークは、そんな妊婦さんを守る為に考案されましたので是非ご利用ください。

マタニティマークのデザインは、右記のQRコードからダウンロードして自由に使うことができます。

母子手帳交付時に配布しています。

栃木県子育て支援ポータルサイト「とこぽ」

「とこぽ」は妊娠から出産、子育てに関する情報を一元化したポータルサイトです。
栃木県ならではの子育て支援制度や遊び場など、子育てに役立つ情報を発信しています。

「とこぽきっず版」は子ども達の役に立つ情報をこども目線で分かりやすく楽しくお届けします。

「とこぽ」　「とこぽきっず版」

おもいやり駐車スペース

県内では、多くの方が利用する店舗や病院等の施設に“おもいやり駐車スペース”が設置されています。下記の妊婦さんについてもこのスペースをご利用いただけますが、ご利用には「おもいやり駐車スペース利用証」が必要になります。母子健康手帳をお持ちになり、申請してください。協力施設やご利用方法等については、栃木県のホームページでご覧いただけます。

【利用できる方】　妊娠７ケ月から産後１年の間にある方

【　配布場所　】　役場こども未来課

出生届の提出

出産されたら、１４日以内（生まれた日を含めて）に出生届出をしてください。
届出地は、出生地・本籍地・届出人の所在地（住所地）・届出人の一時滞在地です。
ただし住民登録地以外に届出をされた場合には、児童手当などのお手続きを後日住民登録地にて申請する必要があります。（出生日の翌日より１５日以内）
届出の際には、出生届書・母子健康手帳・お子さんの加入される予定の健康保険証（こども医療費助成制度登録用）・保護者の方の通帳及びご印鑑（シャチハタ不可）・マイナンバーの分かる書類（マイナンバーカード・通知カード等）をお持ちください。
国民健康保険に加入されている方で、「出産一時金の直接払い制度」をご利用でない方は、世帯主様名義の通帳及び病院の領収書(産科医療保障制度登録証の判が押印してあるもの)もお持ちください。
【注意！】窓口業務時間外（休日や夜間）に届出をされた方は、届書のみのお預かりになりますので、窓口業務時間内に再度お越しください。（母子健康手帳への届出済証明やその他のお手続きが必要です。）

窓口業務時間　平日　：午前８時３０分～午後５時１５分
※月曜日（祝日等を除く）午後７時まで・・・出張所を除く

住民課　住民係　・・・・・　TEL　０２８２－８１－１８２４

赤ちゃんの駅登録事業・貸出事業

「赤ちゃんの駅」ってなあに？　・・・おむつ替えや授乳のためのスペースです！

乳幼児親子が安心して外出できる環境、子育てにやさしいまちづくりを進めるため、おむつ替えや授乳のできるスペースがある施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、広く公表します。
また、町内で開催されるイベントに、乳幼児を連れた方が安心して参加できるよう、おむつ替えや授乳用の簡易テントを「移動式赤ちゃんの駅」としてイベント主催者に貸し出します。

《移動式赤ちゃんの駅》

赤ちゃんの駅貸出事業

貸出を希望する7日前までに、こども未来課に「貸出申込書」を提出してください。貸出料は無料です。テント・おむつ交換台・折りたたみ椅子等を貸し出します。

赤ちゃんの駅登録事業

町内の公共施設やスーパー等で、おむつ替えや授乳のできるスペースがある施設に、のぼり旗・ステッカーを配布して、登録してもらいます。その情報をHPなどで公表しますので、外出の際にご活用ください。

《赤ちゃんの駅のぼり旗》

子育て支援係　TEL　０２８２－８１－１８６４

児童手当の請求

児童手当は、中学校卒業まで(１５歳の誕生日後の最初の３月３１日まで）の子どもを養育する方に支給されます。出生や転入された場合等は、忘れずに町こども未来課（公務員の方は職場）にて、手続きをしてください。※出張所では手続きできません

異動（予定）日の翌日より１５日以内に必ず手続きを済ませてください。申請が遅れてしまうと、手当の支給が受けられない月が生じますのでご注意ください。

		児童の年齢	児童手当の額（1人当たりの月額）	
支給額	所得制限限度額を越えない方	３歳未満	一　　律	月 額　15,000 円
		３歳以上小学生以下	第１・２子	月 額　10,000 円
			第３子以降	月 額　15,000 円
		中学生	一　　律	月 額　10,000 円
	所得制限限度額を越える方（下の表）		一　　律	月 額　5,000 円
	所得上限限度額を超える方（下の表）		一律	支　給　対　象　外

	所得制限限度額		所得上限限度額	
扶養親族等の数	所得額（万円）	収入額の目安（万円）	所得額（万円）	収入額の目安（万円）
0人	622	833.3	858	1,071
1人	660	875.6	896	1,124
2人	698	917.8	934	1,162
3人	736	960	972	1,200

※収入の目安は、給与収入のみで計算されています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除したあとの所得額で確認します。

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親に委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下「扶養親族等」といいます。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日に生計を維持したものの数をいいます。

※扶養親族等の数に応じて限度額（所得ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が70歳以上の同一生計配偶者又は、老人扶養親族であるときは44万）を加算した額になります。

請求方法　お子さんの出生時又は転入時に『認定請求書』をご記入のうえ、提出してください。町外に出生届を出された方は、改めて役場に来てください。（公務員の方は職場へお問い合わせください）

必要なもの）
・お振込み先の分かるもの（請求者名義の通帳）
・父母のマイナンバーの分かる書類（マイナンバーカード、通知カード等）
※ 一部、請求者の保険証のコピーが必要な場合があります。

請求後　認定通知を発送します。※出生や転入された翌月分から支給されます。（手続きが遅れた方は、請求の翌月分からになります）

お支払

6 月支給分　・・・ 2月分・3月分・4月分・5月分の合計額
10 月支給分　・・・ 6月分・7月分・8月分・9月分の合計額
2 月支給分　・・・ 10月分・11月分・12月分・1月分の合計額

※お振込みは、支給月の15日頃を予定しています。

◆毎年6月に前年度所得や養育状況を確認させていただきます。
所得上限限度額を超えて支給対象外となっている方で、前年度所得が上限額を超えない場合には再度認定手続きが必要となります。ご注意ください。
◆お子さんが海外に居住されている場合には、留学等を除き対象外となります。
◆お子さんと別住所の方は、別途書類が必要になります。
◆児童手当より、保育料や学校給食費などの納付をお願いする場合があります。

◎令和6年10月以降　児童手当制度が以下の通りに変わる予定です◎
・所得制限の撤廃
・高校生年代までの支給期間の延長
・第3子以降の支給額　月額3万円
・子のカウント方法の見直し
・支給月について隔月（偶数月）の年6回　（詳細が決まり次第HP等でご案内いたします）

子育て支援係　TEL　０２８２－８１－１８６４

こども医療費助成制度

高校3年生相当（18歳到達後・3月31日を迎えるまで）のお子さんの医療費（健康保険が適用された医療費の自己負担分）を全額助成しています。県内の医療機関を受診される際には、直接助成が受けられるため窓口負担がありません（県外で受診された等の場合には申請が必要です。）☆住所や加入保険など登録内容が変更になった場合には、届出が必要ですので窓口までお越しください。）

※ 保険外診療（選定療養費・予防接種・血液型検査・差額ベット代・容器代や文書代等）及び食事療養費は、対象外となります。

※ 学校安全会等の日本スポーツ振興センターより医療費の支給をお受けの場合は、対象外となります。

（学校等管理下でのケガ等による診療については、災害補償制度が優先され、助成対象外となります。）

【高3相当までのお子さん】

→ 県内 → 「こども医療費受給資格者証」と「健康保険証」を掲示する

※県内の医療機関を受診された場合には、医療費の自己負担分を直接助成していますので、窓口にてご負担いただく必要がありません。
ただし、受給資格者証の提示をされなかった場合には、窓口負担が生じますので後日下記のとおり申請をしてください。↓

↓

県外の医療機関を受診（県内の医療機関でも受給者証の提示をしなかった場合も含みます）

医療機関の窓口にて医療費支払い → 領収書 → 領収書を受け取る（又は受診された翌月10日以降に申請書に証明を受ける）

領収書には、保険点数・患者名などの記載が必要です。保険点数などの記載のない領収書の場合には、申請書に直接証明を受けてください。（証明手数料は各自ご負担ください）

受診した翌月から申請書受付

受診した月より1年以内に提出！

申請書・医療機関一覧表記入（押印）

申請書提出（郵送可）

高額療養費や附加給付金に該当される場合には、加入保険先にてお手続きをされた後、支給明細書を添付して申請書を提出してください。その額を差し引いて助成いたします。

翌月末口座振込み予定

振込み通知などは、発送いたしません。
通帳にてご確認ください。
「ミブマチイリョウヒ」と記載されます。

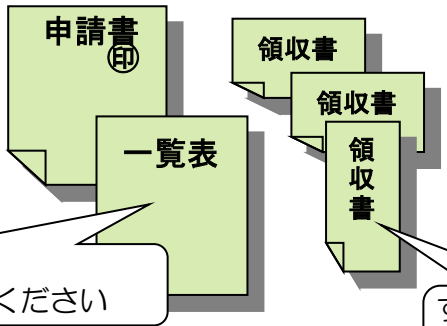

“医療機関一覧表”に、領収書の枚数を書き入れてください

すべて、まとめて添付してください

～申請用紙等は役場窓口で受け取る他、壬生町公式ウェブサイトよりダウンロードも可能です～

ｈｔｔｐ：//www.town.mibu.tochigi.jp/

申　請　方　法

◆高校３年生相当（１８歳到達後・３月３１日を迎えるまで）のお子さんが県内の医療機関を受診された場合には、直接助成が受けられます。

◆県外にて受診された方及び受給資格者証の提示をせずに窓口負担された方

① 受診後、医療機関の窓口で医療費(自己負担分)を支払う

② 領収書を受け取る　（保険点数・患者名・負担割合・診療科目・入院外来などが分かるもの）

※ 保険点数などの記載がないレシートの場合には、申請書の医療機関記入欄に証明を受けてください。証明を受ける際は、受診された翌月10日以降に医療機関の窓口へ依頼してください。（証明手数料は各自ご負担ください）

③ 「申請書」及び「医療機関一覧表」を、各１枚記入する　（申請書に必ず押印してください）

※ 受診月・受診された医療機関が違っても、申請書は１枚でまとめて申請できます。
※ 「医療機関一覧表」には、提出する領収書の枚数を書き入れてください。
※ 振込先は養育者名義のものでお願いします。

④ 受診された翌月以降に申請書類を提出する　（申請書・医療機関一覧表及び領収書をまとめてください）

※ 領収書は、原本を提出してください。領収書の原本をお手元に残しておきたい方は、各自でコピーをしていただき、原本とコピーの両方を窓口へお持ちください。確認後、原本はお返しいたします。（一度提出いただいた領収書は返却できませんので、ご了承ください。）

※ 受診された月より１年以内に申請してください。１年を超えたものは助成できません。

⑤ 申請された翌月末頃、指定された口座に助成金をお振込みいたします

※ 振込み通知は発送いたしませんので、通帳にてご確認ください。「ミブマチイリョウヒ」と記載されます。

助成対象

病気やけがで健康保険が適用になる診療を受けた場合の医療費（自己負担分）を全額助成いたします。※薬局も含みます。

申請の際の注意

◆健康保険が適用にならないもの（選定療養費・健診・予防接種・血液型検査・文書代・容器代・差額ベット代など）及び食事療養費は、対象となりません。

◆日本スポーツ振興センター災害共済給付制度（保育園・幼稚園、小中学校管理下でのケガ等による診療に対する給付制度・学校安全会）等をご利用の場合は、対象となりません。

◆高額療養費や附加給付金に該当される方はその額を差し引いて助成いたしますので、加入保険先にて給付を受けた後に支給明細書（手続き後２～３ヶ月）を添付して申請してください。（償還払いのみ）

◆療養費（治療用装具、小児弱視等眼鏡等）を申請する場合には、加入保険先にて給付を受けた後に支給証明書（コピー可）・診断書・領収書を添付して申請してください。

◆同じ月に同一医療機関に複数の受診があった場合には、月の合計点数より医療費を計算いたしますので、助成金額と実際に窓口で支払った医療費の合計額に多少の誤差が生じることがありますが、ご了承ください。

子育て支援係　TEL　０２８２－８１－１８６４

子ども用品リサイクル情報提供事業

子育て用品で不用になった「ゆずりたいもの」と、これからの子育てを行ううえで必要な「ゆずって欲しいもの」（リサイクル用品）とをつなぎ、子育て世帯の支援を行う事業です。
壬生の子育ての輪を広げてみませんか？

アクセス

下記ＵＲＬ、もしくはＱＲコードから子育て応援サイト「みらいくる」にアクセスしてください。「みらいくる」にアクセスしたら、トップページに表示されている①子ども用品リサイクル事業をクリック、もしくはタッチすると専用ページにアクセスできます。

http://www.town.mibu.tochigi.jp/miraikuru/

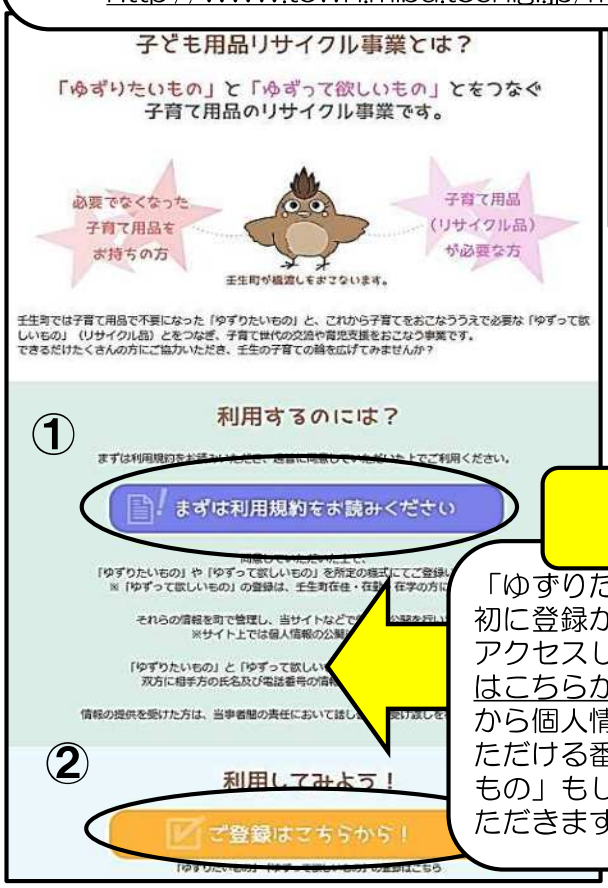

登録

「ゆずりたい」「ゆずって欲しい」の両機能の利用には最初に登録が必要になります。リサイクル事業専用ページにアクセスしたら、①利用規約を必ずお読みの上、②ご登録はこちらから！をクリック、もしくはタッチして登録画面から個人情報を入力してください。連絡先は必ずご連絡いただける番号をお願いいたします。登録時に「ゆずりたいもの」もしくは「ゆずって欲しいもの」を一点登録していただきます。

ゆずりたい

不要な子育て用品をゆずりたい、という方は、最初に①ゆずって欲しいものリストをクリック、もしくはタッチしていただいて、ゆずりたいものがリストに登録されているか確認してください。リスト内に登録がある場合、②ゆずれますボタンをクリック、もしくはタッチするとそのまま登録画面に移項します。

リスト内にゆずりたいものが登録されていない場合は上記「登録」もしくは、③こちらから登録をクリック、もしくはタッチすると登録画面に移項します。

口に含むものや、壊れていて使用できないもの等は登録できません。

ゆずって欲しい

ゆずって欲しい子育て用品がある方は、最初に①ゆずりたいものリストをクリック、もしくはタッチしていただいて、ゆずってほしいものがリストに登録されているか確認してください。リスト内に登録がある場合、②欲しいボタンをクリック、もしくはタッチするとそのまま登録画面に移項します。

リスト内に欲しいものが登録されていない場合は上記「登録」もしくは③こちらから登録をクリック、もしくはタッチすると登録画面に移項します。

マッチング

「ゆずりたい」「ゆずって欲しい」リストの条件が一致した場合、相手方の氏名、連絡先等について、壬生町こども未来課からお知らせしますので、その後はご本人同士でお話し合いの上、譲り渡しをしてください。 予約・とりおき等には応じませんのでご了承ください。

皆さまのご厚意により成立している制度ですので、無償での譲り渡しをお願いします。

※登録の有効期限は3ヶ月になります。3ヶ月経過後マッチングがなかった場合、登録情報は削除されます。

※壬生町が譲り渡しを代行することはできません。

子育て支援係　TEL　０２８２－８１－１８６４

両親学級＜ファミリークラス＞

町では、出産や育児の知識を学んでいただくために、両親学級を開催しております。生まれてくる赤ちゃんのために、是非ご参加ください。（参加費無料）

予約が必要です。下記までご連絡ください。
パパになる方も是非ご参加ください。妊婦さんのみの参加も出来ます。

＜　持 ち 物　＞　母子健康手帳・父子手帳（妊娠届出時にお渡しのもの）

＜　内　　容　＞　自己紹介・沐浴実演

講義：産前産後の生活の変化・父親の役割について

※動きやすい服装でお越しください。

途中休憩がございます。飲み物をご持参ください。

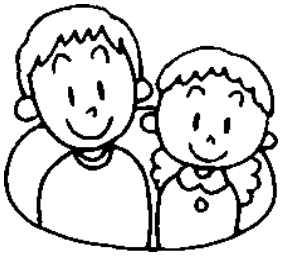

時間	いずれも9：３０～11：30			
日にち	6月1日（土）	9月7日（土）	12月7日（土）	3月1日（土）
場所	保健福祉センター			

母子保健推進員

町の保健師と皆さんのパイプ役として、各地区に母子保健推進員がいます。

妊婦さんと赤ちゃんのお生まれになったお宅を訪問し、両親学級や健診、予防接種のご案内の他、育児相談にも応じております。

※新生児（生後２８日以内）の心配事には、保健師・助産師が対応いたします。

母子保健推進員名簿	担当地区	氏　　名	担　当　地　区	氏　　名
	県営壬生住宅	青木　幸恵	幸町1・3・4	小泉　順子
	東下台・下台団地	青木　陽子	西高野・釜ヶ淵・上新町・下馬木	越路　治美
	安塚3	青柳　尚子	駅東町	齋藤　敦子
	万町	阿部　倫子	あけぼの	篠原　　直子
	六美町北部・ひばりヶ丘・いずみ	新井　里子	上表町・下横・今井	鈴木　紀代子
	城内・城南	石井　利枝	安塚1	鈴木　充子
	下表町・中表町	和泉　綾乃	至宝町北	清野　深雪
	六美町北部	猪原　留美	六美町中央	髙田　美代子
	落合	大槁　真里子	車塚・三好町・旭町・星の宮	樽谷　千香子
	国谷新田・中央・南部・本田・福和田	大橋　美恵子	安塚中央	藤榮　圭子
	舟町・栄町・仲通・上通・城東	大山　朝子	七ッ石・羽生田	楡木　眞里子
	安塚南部	大山　浩子	至宝町南	平久井　雅代子
	原坪・鹿島・下馬木・下町・上町（稲葉）	大塲　フサ子	上田・中泉	廣澤　のぶ江
	北小林	岡田　基子	上長田	細川　恵子
	藤井	岡部　雪江	緑町・若草	前原　純子
	幸町2・おもちゃ1．２	岡村　郁美	虹の杜	山口　由美
	助谷・助谷原・鯉沼・東原	落合　美津子	六美町南部	六本木　文子
	安塚2	粂川　智恵	至宝町南	渡邉　　梨絵

母子保健係　TEL　０２８２－８１－１８８７

乳　幼　児　健　診

町では、小学校に入学するまでのお子さんを対象に次の健診を行なっています。

４ヶ月児健診

１０ケ月児健診

１歳６ケ月児健診

３歳児健診
（３歳２ケ月児対象）

※対象者には、事前に通知いたします。転入された方は、担当へお問い合わせください。
※各健診は人数制限、受付時間の指定等を行っております。
　この表のとおりご案内できないこともございますので、ご了承ください。

令和６年度乳幼児健診予定表

		４か月児健診	１０か月児健診	１歳６か月児健診 （満１歳６か月前後）	３歳児健診 （３歳２か月児対象）
会　　場		壬生町保健福祉センター（壬生町壬生甲3843-1）			
受付時間		13：00～13：50		12：50～13：50	
令和６年	４月	23日　（火） 令和5年　12月生	16日　（火） 令和5年　6月生	9日　（火） 令和4年　10月生	2日　（火） 令和３年　2月生
	５月	28日　（火） 令和6年　1月生	21日　（火） 令和5年　7月生	14日　（火） 令和4年　11月生	7日　（火） 令和３年　3月生
	６月	25日　（火） 令和6年　2月生	18日　（火） 令和5年　8月生	11日　（火） 令和4年　12月生	4日　（火） 令和３年　4月生
	７月	23日　（火） 令和6年　3月生	16日　（火） 令和5年　9月生	9日　（火） 令和5年　1月生	2日　（火） 令和３年　5月生
	８月	27日　（火） 令和6年　4月生	20日　（火） 令和5年　10月生	6日　（火） 令和5年　2月生	1日　（木） 令和３年　6月生
	９月	24日　（火） 令和6年　5月生	17日　（火） 令和5年　11月生	10日　（火） 令和5年　3月生	3日　（火） 令和３年　7月生
	１０月	22日　（火） 令和6年　6月生	15日　（火） 令和5年　12月生	8日　（火） 令和5年　4月生	1日　（火） 令和３年　8月生
	１１月	26日　（火） 令和6年　7月生	19日　（火） 令和6年　1月生	12日　（火） 令和5年　5月生	5日　（火） 令和３年　9月生
	１２月	24日　（火） 令和6年　8月生	17日　（火） 令和6年　2月生	10日　（火） 令和5年　6月生	3日　（火） 令和３年　10月生
令和７年	１月	28日　（火） 令和6年　9月生	21日　（火） 令和6年　3月生	14日　（火） 令和5年　7月生	7日　（火） 令和３年　11月生
	２月	25日　（火） 令和6年　10月生	18日　（火） 令和6年　4月生	13日　（木） 令和5年　8月生	4日　（火） 令和３年　12月生
	３月	25日　（火） 令和6年　11月生	18日　（火） 令和6年　5月生	11日　（火） 令和5年　9月生	4日　（火） 令和４年　1月生
健診内容		小児科医による診察 身長・体重測定 股関節脱臼健診 育児相談など	小児科医による診察 身長・体重測定 絵本の読み聞かせ 育児相談など	小児科医による診察 身長・体重測定 歯科検診 歯のブラッシング指導 育児相談など	小児科医による診察 身長・体重測定 歯科検診、視力検査 歯のブラッシング指導 育児相談など

母子保健係　TEL　０２８２－８１－１８８７

定　期　予　防　接　種

【生後２か月～就学まで】

種　類		定期接種 対象年齢	標準的な接種期間・接種間隔 ※標準的な接種期間とは、『病気にかかりやすい時期を考慮して定められた期間』です。	通知の時期
ロタ	ロタリックス （ｉ価）	生後6週～24週	・生後2か月～14週6日までに接種を開始し、4週間以上の間隔をあけて**2回**	2か月頃までに 郵送します
	ロタテック （Ｖ価）	生後6週～32週	・生後2か月～14週6日までに接種を開始し、4週間以上の間隔をあけて**3回**	
小児用肺炎球菌		生後2か月～ 5歳未満	・生後2～7か月までに接種を開始し、27日間以上の間隔をあけて3回 ・3回目終了後、60日間以上の間隔をおいて1回 （生後12か月～15か月頃の接種が望ましい） **≪合計4回の接種≫**	
B型肝炎		1歳未満	・生後2か月に接種を開始 ・27日間以上の間隔をあけて2回目 ・1回目から139日以上間隔をあけて3回目 **≪合計3回の接種≫**	
5種混合 ・ジフテリア(D)・百日せき(P) ・破傷風(T)・ポリオ(IPV)・ヒブ		生後2～90か月に至るまでの間にある者	・生後2～7か月までに接種を開始 ・4～8週間の間隔をおいて3回 ・初回接種終了から6～18か月の間隔をおいて1回 **≪合計4回の接種≫**	
ヒブＨＩｂ(※注)		生後2か月～ 5歳未満	・生後2～7か月までに接種を開始し、27～56日の間隔をあけて3回 ・3回目終了後、7～13か月の間隔をおいて1回 **≪合計4回の接種≫**	(※注)新規の対象者 は無し
4種混合(※注) ・ジフテリア(D)・百日せき(P) ・破傷風(T)・ポリオ(IPV)		生後2～90か月に至るまでの間にある者	・生後2か月～12か月未満までの期間で、20～56日の間隔をあけて3回 ・3回目終了後、12～18か月の間隔をおいて1回 **≪合計4回の接種≫**	
BCG		1歳未満	・生後5～8か月の間に**1回接種**	4か月児健診時 お渡しします
麻しん風しん混合(MR)		1期:生後12～24か月に至るまでの間にある者	★接種期限　2歳の誕生日の1日前まで	1歳になる月初めに郵送します
		2期:小学校就学前の1年間にある者 （年長児）	・対象者:平成30年4月2日～31年4月1日生 ★接種期限　R7年3月31日まで	年度初めに 郵送します
水痘 （水ぼうそう）		生後12～36か月に至るまでの間にある者	・生後12～15か月までに初回接種を開始 ・1回目終了後、6か月以上の間隔をおいて1回 **≪合計2回の接種≫** ※既に水痘(水ぼうそう)にかかったことのある場合は、接種の必要はありません。裏面の連絡先にご連絡下さい。	1歳になる月初めに郵送します
日本脳炎		1期:生後6～90か月に至るまでの間にある者	・3歳～4歳未満までの期間で、6～28日の間隔をあけて2回 ・2回目終了後、概ね1年の間隔をおいて1回 **≪合計3回の接種≫**	3歳を過ぎた頃、3歳児健診の通知と一緒に郵送します

予防接種を受けましょう！

(※注)ヒブ・4種混合については、R6.2月生まれの方から5種混合へ移行します。(R6.4月接種開始)
すでにヒブ・4種混合を接種されている方は、同一ワクチンでの接種となります。

【就学以降】

種　類	定期接種 対象年齢	標準的な接種期間・接種間隔 ※標準的な接種期間とは、『病気にかかりやすい時期を考慮して定められた期間』です。	通知の時期
日本脳炎	2期：9歳～13歳未満の者	・1期(合計3回)の接種終了後、概ね5年以上の間隔をおいて**1回** (9歳～10歳未満までの期間が望ましい)	９歳になる月初めに郵送します
	特例対象	20歳未満まで （H7年4月2日～H19年4月1日生まれ） ※詳細は下記までご連絡ください。	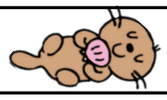
二種混合（DT）	11歳～13歳未満の者	★接種期限　13歳の誕生日の1日前まで	11歳になる月初めに郵送します
子宮頸がん	小学校６年生～高校１年生相当の女子	・１～２か月の間隔をあけて2回 ・１回目終了後、概ね６か月の間隔をおいて1回 **≪合計3回の接種≫** ※ワクチンの種類によって、接種間隔が異なります。 ★接種期限　高校１年生相当の年度末	小学校６年生になる年度初めに郵送します
	キャッチアップ対象	H９年４月２日～H２０年４月１日生まれの女子 ※既に接種がお済みの場合は、追加の接種は必要ありません。	※ご希望の方は下記までご連絡ください。（希望制）

任　意　予　防　接　種

場所	種　類	対　象　年　齢　等	助成額等
町内委託医療機関（指定）※要予約	おたふく	１歳～６歳未満が対象	4,000円 （１回限り）
	インフルエンザ	実施期間：R6.10月～R7.2月末　（詳しくはお問合せ下さい）	・1回の接種につき上限額2,000円
		・生後６か月～３歳未満	・年度内2回まで
		・中学３年生・高校３年生	・年度内１回まで

接種希望者は直接医療機関にお申し込みください。【要予約】
町外の医療機関で接種した場合は、償還払いでの対応となります。
助成申請後、指定口座への振込みとなりますので、詳しくはお問い合わせください。

母子保健係　℡０２８２－８１－１８８７

壬生町赤ちゃん訪問

お子さんの健やかな成長を願って、保護者の方が安心した子育てができるよう、壬生町お誕生連絡票をもとに、赤ちゃんの生まれたすべてのご家庭に対し、町のスタッフ（保健師・助産師等）が訪問しております。

壬生町お誕生連絡票は妊娠届出時、転入の方は妊婦健康診査受診票交付時等に配布しております。また、役場窓口や町公式ウェブサイトよりダウンロードも可能です。

お子さんが生まれましたら必ず、連絡票をご記入いただき、出生届の手続きの際に、こども 未来課又は各出張所へお持ちください。

なお、里帰り先での訪問をご希望の方は、こども未来課までご相談ください。

母子保健係　℡　０２８２－８１－１８８７

風しん予防接種の一部助成について

町では、風しんの発病または胎児の先天性風しん症候群の発生を予防することを目的として、風しんの予防接種に係る費用の一部助成を行っています。費用の助成については、風しんの抗体検査（※）の結果、ワクチン接種が必要な方が対象です。詳しくはこども未来課母子保健係へお問い合わせください。

対象者

壬生町在住で

１　妊娠を予定若しくは希望している１９歳から５０歳未満の女性
　　（妊娠している者は除く）

２　１の配偶者及び妊娠している女性の配偶者

＊助成は１回に限る

助成額

風疹ワクチン	３，０００円
麻しん風しん混合ワクチン	５，０００円

◎町内医療機関で接種する場合、町が発行した受診券が必要です。抗体検査（※）の結果票をご持参の上、事前に役場にお越しください。受診券を発行いたします。

◎町外医療機関で接種する場合、償還払いでの対応となります。必要書類をそろえて申請してください。（申請書等は役場または町公式ウェブサイトにございます。）

※抗体検査（対象者に条件有）については、“栃木県”が行っております。
宇都宮保健所、又協力医療機関において、風しん抗体検査を無料で行うことができます。
詳しくは栃木県公式ウェブサイトをご確認ください。

母子保健係　℡　０２８２－８１－１８８７

おっぱい相談（母乳育児相談）について

保健福祉センターで「おっぱい相談」を行なっています。産後のお母さんの身体のこと・おっぱいのこと・赤ちゃんの育て方のこと・その他気になることは何でもご相談ください。助産師・保健師による個別相談です。

令和6年度 予定表	4月10日 （水）	4月17日 （水）	5月8日 （水）	5月15日 （水）	6月12日 （水）	6月19日 （水）
	7月10日 （水）	7月17日 （水）	8月7日 （水）	8月21日 （水）	9月11日 （水）	9月18日 （水）
	10月9日 （水）	10月16日 （水）	11月13日 （水）	11月20日 （水）	12月11日 （水）	12月18日 （水）
	1月15日 （水）	1月22日 （水）	2月12日 （水）	2月19日 （水）	3月12日 （水）	3月19日 （水）
開催時間	毎回　　午前１０時　～　午前１１時３０分					
開催場所	壬生町保健福祉センター					
申し込み方法	予約制ですので、事前に下記までお電話にて申し込みください。					

「もぐもぐごっくん（離乳食）教室」について

◆　対　象　◆　４～５ケ月児の保護者の方

対象者には、事前に通知いたします。

転入された方は担当へお問い合わせください。

◆　内　容　◆　離乳食の進め方

令和6年度 予定表	5月31日 （金）	7月26日 （金）	9月27日 （金）	11月29日 （金）	1月31日 （金）	3月28日 （金）
開催時間	毎回　午前１０時　～　午前１１時３０分					
開催場所	壬生町保健福祉センター					
申し込み方法	予約制ですので、事前に下記までお電話にて申し込みください。					

「ママと赤ちゃんの相談室」について

毎月１回、保健福祉センターで「ママと赤ちゃんの相談室」を開催しています。

【ママと赤ちゃんの相談室】妊娠・育児の悩み、心配事、身長・体重測定

令和6年度 予定表	4月24日 （水）	5月29日 （水）	6月26日 （水）	7月31日 （水）	8月28日 （水）	9月25日 （水）
	10月30日 （水）	11月27日 （水）	12月25日 （水）	1月29日 （水）	2月26日 （水）	3月26日 （水）
開催時間	毎回　午前９時３０分　～　正午					
開催場所	壬生町保健福祉センター					
申し込み方法	予約制ですので、事前に下記までお電話にて申し込みください。					

上記教室の問い合わせ先・申込み

母子保健係　　０２８２－８１－１８８７

ママとベビーのおしゃべりカフェ

保健福祉センターにて「おしゃべりカフェ」を行っています。妊娠中のこと、育児のことなどゆっくりお話やふれあいを通して交流の場を作っています。

◆対象◆妊婦さん・産後2か月までのママと赤ちゃん
◆内容◆ハンドマッサージ、お茶、おしゃべり

ママとベビーの
おしゃべりカフェ
申し込みフォーム

令和6年度 予定表	5月17日 （金）	7月19日 （金）	9月20日 （金）	11月15日 （金）	1月17日 （金）	3月21日 （金）
開催時間	毎回　　午前１０時　～　午前１１時３０分					
開催場所	壬生町保健福祉センター					
申し込み方法	予約制ですので、事前に上記の二次元コードの申し込みフォームよりお申し込みください。					

母子保健係　０２８２－８１－１８８７

産後の骨盤ストレッチ教室

産後のお母さまの心と身体のリフレッシュを目的としています。講師からストレッチ指導を受けながら一緒にストレッチをおこないます。

◆対象者　　町内在住の産後のお母さま（産後2か月～1年以内の方）　※参加1回限り

令和6年度日程表	5月20日	7月8日	9月9日	2月17日	※いずれも月曜日
時間	前半　９：30～10：40		後半　10：30～11：40		

ベビトレヨガ

産後のお母さまの心と身体のリフレッシュを目的としています。講師からベビトレヨガの指導を受けながら一緒にストレッチをおこないます。

◆対象者　　町内在住の親子（生後2か月～1歳前後の方）　※参加1回限り

令和6年度日程表	6月24日	8月19日	12月16日	3月10日	※いずれも月曜日
時間	９：30～10：50				

♪産後の骨盤ストレッチ教室・ベビトレヨガでは、参加者同士の交流会、子育て支援センターの紹介などもおこないます。また、会場には母子保健係の保健師や助産師、子育て支援センターの保育士もおりますので、育児のお悩み等ございましたらお気軽にお声掛けください。
♪申込方法や持ち物等はひよこだよりや教室のちらし等をご確認ください。
♪会場は保健福祉センターです。

母子保健係　０２８２－８１－１８８７
子育て支援センターひよこ　０２８２－８２－３３０９

壬生町
発達支援サポート事業

壬生町ではお子様の育ちに合わせた
相談・教室を行っております。

おこさまのこんなお悩み、まずはご相談ください。

- ☑ことばがなかなか出ない
- ☑どう関わればいいかわからない
- ☑じっとしていられない
- ☑すぐにかんしゃくをおこす
- ☑叩いてしまう　噛んでしまう
- ☑なかなかおむつが取れない

などなど

参加は無料です

予約制です

ないろ相談
お子さまの心や育ちについて、専門家に気軽に相談できる場所です。
保護者の方が心配していることをお伺いし、必要に応じた検査や支援にお繋ぎします。

●ご予約やお問い合わせ先はこちら
壬生町こども未来課母子保健係
TEL　０２８２－８１－１８８７

ことばの相談
発音が苦手なお子さまの相談の場所です。適切な発音を習得できるよう支援いたします。

いちごチャレンジ
親子で楽しく遊びながら、お子さまの育ちを支えるグループの教室です。
お子さんの成長を感じていきましょう。

いろはにこんぺいとう
作業療法士と一対一のかかわりを通して、心と体、コミュニケーションの発達を促していきます。

休日当番医

◆町内の在宅当番による休日等の診療を行っています

診　療　日	日曜日、祝日等、年末年始（１２月３１日、１月１日～３日）
診 療 時 間	午前９時～午後５時
当番医の確認	町の広報紙や町公式ウェブサイトにてご確認ください。 なお、８時３０分～１７時１５分までは役場へお問い合わせください。

◆栃木地区急患センター（栃木市：旧下都賀郡医師会病院隣　TEL　0282-22-8699）

栃木地区急患センターでは、平日の夜間(内科のみ）午後７時～午後１０時及び休日(内科（小児を含む）・外科）の午前９時～午後９時まで診療を行なっています。

とちまる救急安心電話相談

お子さんが急な病気や怪我で心配なとき、経験豊富な看護師がアドバイスいたします。

「#8000」（プッシュ回線）または ☎028-623-3511

〈時間〉　月～金曜日　午後４時～翌朝10時　／　土・日・祝休日　２４時間

とちぎ医療情報ネット

救急医療情報や医療機関情報をお知らせします。

こどもの救急

夜間や休日等の診療時間外に病院を受診するかどうか、判断の目安を提供しています。

病児保育事業

必 要 書 類　①利用申請書　②診療情報提供書(有料）
（受診されている医療機関で書いて貰うこと）

病 児 保 育

病気の回復期に至らない場合で当面の症状の急変が認められない場合

実施場所	：ステラ獨協前保育園内病児専用室
対象者	：乳幼児から小学校3年生まで
保育時間	：午前８時から午後５時まで（月～土）
休園日	：日曜・祝日、年末年始
利用料	：１日あたり2,０００円（町民税非課税世帯は５００円）
定員	：１日あたり3名
申込み	：施設に直接お申込みください。（TEL　0282－85－1010　）

～申請書類は、役場こども未来課にもあります。町のＨＰからもダウンロード可～

保育係　TEL　０２８２－８１－１８３１

壬生町要保護児童対策地域協議会

町では、子どもたちを児童虐待などから守るため、児童相談所・警察・病院・学校など関係機関と連携して、子どもたちや家庭の支援を図るために協議会を組織しています。

「虐待を受けたと思われる子ども」に気づいたときや、ご自身が出産や子育てに悩んだときには、児童相談所や町こども未来課にご連絡ください。

こども未来課　TEL　０２８２－８１－１８６４

県南児童相談所　TEL　０２８２－２４－６１２１

全国共通ダイヤル　TEL　189（イチハヤク）（局番なし）
→24時間365日つながります
→通話は無料です

※相談は匿名でもお受けしています。

少しでも気になったら、お電話を！

◆◆こんなときは、虐待かも？？◆◆

- 不自然な傷が絶えない
- いつも子どもの泣き叫ぶ声がする
- 小さい子どもだけで家にいる
- いつも親の怒鳴り声が聞こえる
- 子どもの前で暴力をふるう（面前DV）
- いつも着衣が汚れている
- 子どもの姿をしばらく見かけない

子育てについての相談は？

その他、身近な相談窓口は

◇ こども未来課　母子保健係　TEL　０２８２－８１－１８８７
◇ 各保育園（P31参照）　◇ 各幼稚園（P31参照）
◇ 子育て支援センター ひよこ　TEL　０２８２－８２－３３０９（P27参照）
◇ 子育て支援センター つばめ　TEL　０２８２－８６－０１３２（P28参照）

テレフォン児童相談：TEL０２８－６６５－７７８８　毎日　午前９時～午後８時（土日も可）

児童・生徒の学校での心配ごと等（不登校等）の相談は？

教育相談室　TEL　０２８２－８２－４１１４

教育委員会　TEL　０２８２－８１－１８７０

済生会宇都宮乳児院

児童家庭支援センター “にこにこ広場”

メール　nikoniko@sunyuuji.org

電話　028-623-4152
月～金　9:00～17:00　※祝日を除く

FAX　028-626-5781

●こども自身の悩み
友達とうまく遊べない
学校に行きたくない
親のこと･･･など

●家族の心配事・子どもに関する悩み
子どものしつけの仕方が分からない
言うことを聞いてくれない
家庭内暴力がある
子どもの言葉や身体の発達が遅い･･･など

社会福祉士、臨床心理士などの専門性をもった職員が相談に応じます。
ご相談は無料です。秘密は厳守いたします。
◇来所でのご相談は予約制です。

児童館のご案内

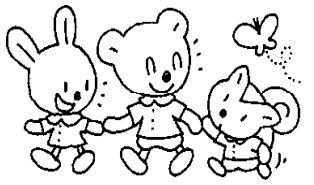

何しよう？どこに行こうかな？友達いるかな？
・・・と思ったらお気軽にご利用ください。

開館日　月曜日～土曜日
※日曜日・国民の休日・年末年始（12/28～1/4）はお休みです。

開館時間　４月～９月　午前９時３０分 ～ 午後６時
※夏季休業期間のみ 午前８時３０分 ～ 午後６時
10月～３月　午前８時３０分 ～ 午後５時

☆０歳～１８歳未満の児童が利用できます。
☆未就学児は保護者同伴、小学生以上は一人で利用可能です。あそびに来るときは、お家の人と帰る時間を約束して来ましょう。
☆来館した時は、名簿に名前と入館時の体温、入館・退館時間をご記入ください。
☆年1回登録カードの記入をお願いします。
小学生で住所や連絡先などの記入が難しいお子さんは、保護者の方が一緒に来館して記入をお願いします。
☆感染症対策のため、検温、手指消毒のご協力をお願いします。また、エアータオルは設置しておりませんので、必ずハンカチを持参してください。
☆12：00～13：00は換気・消毒清掃のため入館は控えて頂いております。また、所定の場所にて飲食（おやつ程度）が可能となっています。

児童館では、様々な活動を行っています。

地域との交流　夏まつり・秋まつり・節分会
世代間交流会・壬生高生との交流　など

未就園児親子対象教室
※４月に会員募集
火曜日きらきらコース（2歳児）・木曜日にこにこコース（1歳児）
午前１０時～午前１１時　各コース１５組の親子を対象に、年間２０回の活動に参加し、楽しみながら交流を深めてもらう教室です。

子育て応援
〇マミータイム（未就園児親子）
毎月１回　午前９時４５分～１０時４５分　午前１０時４５分～11時４５分
（各時間４組　製作・読み聞かせ・情報交換）
〇はじめての児童館（はじめて利用する方）
毎月１回　午前１０時～１１時
（利用案内・読み聞かせ・自由遊び　など）

小学生教室
※要申し込み
スポーツチャンバラ・絵画・押し花・省エネ電気教室
サイエンス教室・木工・勾玉教室

小学生・幼児教室
※当日参加ＯＫ！
プチ工作（３歳～・内容により小学生対象）・チャレンジタイム
（月曜日～土曜日まで希望者に簡単な工作やゲームをおこないます。）

その他の活動　ボランティアスクール・中学生、高校生対象講座「SDGsを学ぼう」（生涯学習課と協働）
とちぎのじどうかん展、おりがみ作品展参加（子ども総合科学館）・育児相談
※詳細は広報みぶ、ウェブサイトをご覧ください。

児童館には、様々な部屋があります。

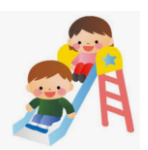

遊戯室で バドミントンや卓球、図書室で 読書・卓上ゲーム
和室で すべり台、ままごと　など

誰と遊ぶ？
仲良しのお友達と。違う小学校の子と。お母さんと。おばあちゃんと。一人で先生と。

児童館　・・・・・　TEL　０２８２－８２－７３８８

所在地　壬生町大字壬生丁２８１番地（※国谷駅より徒歩７分）

子育て応援しています！

壬生町子育て支援センター☆ひよこ☆

場所：壬生町壬生甲 3843－1
（保健福祉センター内）
TEL　0282－82－3309
月～土 9：00～16：30

子育て家庭のみなさんのご利用をお待ちしています。

子育て支援センターは０歳から就学前の児童とその保護者が気軽に利用できる施設です。

◎　親子の遊び場・交流の場の提供　　◎　子育てに関する相談や援助

◎　地域の子育て関連情報提供　　◎　子育て支援に関する講習会の実施

※　利用の仕方・毎月の予定・活動の様子などは壬生町公式ウエブサイトに掲載しています。

☆あそびの広場（予約なし）

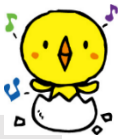

9：00～12：00　　読み聞かせ 11:30 頃
13：00～16：00　　読み聞かせ 14:30 頃
※　講習会後は会場準備のため 13：30～

内容　：　親子自由遊び・保護者同士の交流・育児相談
5分～10 分程度の読み聞かせや体操などの実施

☆成長記録会☆ひよこ・つばめ（要予約）

- ひよこ　ベビーチャピー☆（ねんねのお友達）
- ひよこ　チャピー☆（歩けるお友達）
- つばめ　ベビーチャピー合同

内容：身長・体重測定　手形・足形とり

☆講習会☆ひよこ・つばめ（要予約）

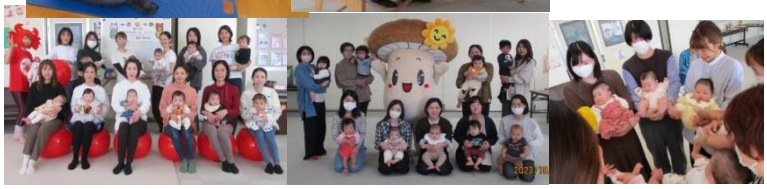

子育て講習会・ファミサポ講習会・ベビトレヨガ・骨盤ストレッチ・親子ビクス
食育・じゃれつき遊びなど、育児に役立つ内容のものを開催しています。

☆地域支援活動

・ゆうゆ館（月 1・2 回程度水曜）
おもちゃ団地協同組合主催
・おもちゃ博物館・バンダイミュージアム他

育児相談☆ひよこ・つばめ

◎遊びの広場での保育士の対応
◎利用者支援員による相談
◎相談日

※　遊びの広場以外の相談は電話で予約をお願いします。

☆シングルマザーアットホーム

日時　毎月１回　土曜日
10:00～11:00（要予約）

対象　ひとり親とそのご家族（町在住）
内容　交流・遊びの広場・相談支援

子育て支援センター
２次元コード

壬生町子育て支援センター つばめ

☆場　所　壬生町安塚 1179-1

☆電　話　0282-86-0132（遊びの広場・ファミリーサポートセンター）
0282-25-7773（一時預かり保育・利用者支援員相談）

催し物の日程及び詳細は、毎月発行の『つばめだより』、ウェブサイト・ミコナをご覧ください。

ウェブサイトへアクセス

★室内・庭は来所受付後、時間内利用可　★土曜日は午前中のみの利用

☆おひさまパーク（庭）

大きなぞうさん列車、アンパンマン遊具・ブランコ・お家や砂場遊び・緑の芝生の築山など、おひさまを浴びて、元気いっぱい遊べます。室内と自由に行き来して遊べます。

庭の利用時間　・午前 9:00～正午　・午後 1:00～3:30
夏季(7 月～9 月)は午後 4 時まで

☆わいわいプレイルーム　☆ひまわりルーム（室内）

ブロックやプラレール、クルマやままごと、絵本など、各部屋や庭を自由に行き来しながら、お子様のペースで遊べます。毎日**ハッピータイム**(ふれあい遊び・絵本読み聞かせ)を行っています。

室内利用時間　・午前 9:30～11:30　・午後 1:30～3:30

★その他の活動★

地域交流・地域活動支援事業

地域の方々と七夕会や運動会ごっこなどを楽しんだり、おもちゃ博物館やバンダイミュージアムなどの施設にも訪問しています。

★その他の事業★

受付時間　月曜日～金曜日　午前９：00～午後４：30

壬生町ファミリー・サポート・センター事業　《子育ての手助けを必要とする保護者のお手伝いをします》

○ 壬生町在住又は在勤で 0 歳～小学校 6 年生までのお子様を養育している方

こんなサポートができます

保育施設や習い事への送迎・短時間の預かり等

軽易でかつ短期的、補助的な援助が基本です。

まずは、ご相談ください！　※会員登録後のご利用となります。

～安全と安心の為に～
万が一の事故に備え、会員は補償保険に加入し保険料はセンターが負担します

援助活動受付は　こちらの　⇨
２次元コードからアクセスできます
※会員登録された方のみ申込可

◎登録方法【電話にて来所日を予約⇒来所⇒ファミサポ内容確認⇒必要書類の記入⇒登録完了⇒会員証発行】

一時預かり保育事業　《保護者のやむを得ない事由、リフレッシュ等、一時的な預かり保育をします》

○ 対象児童　壬生町在住で保育園や幼稚園に在籍していない月齢 4 か月～3 歳までの健康な乳幼児

○ 保育時間　月曜日～金曜日　午前９：00～午後５：00

○ 保育料金　1 日 2,000 円　利用時間が 4 時間以下の時は 1,000 円

○ 利用回数　お子様 1 名につき月 5 回まで　※会員登録後のご利用となります。

◎登録方法【必要書類のお渡し⇒ご家庭にて書類の記入⇒面接⇒登録完了】

登録ご希望の方
まずはお電話を！

利用者支援員事業《利用者支援専門員が子育てに関する相談に応じます》

相談日時受付は　下記の
２次元コードからアクセスできます
壬生町の方ならどなたでも申込可

○ 利用日時　月曜日～金曜日　午前９：00～午後４：30

○ 相談方法　・子育て支援センターつばめにて遊びの広場にて相談

・手軽な電話での相談　・つばめ相談室にて個別での相談

・子育て支援センターひよこや児童館でもお受けします。

※相談は無料です。　相談内容の秘密は守ります。

利用者支援
子育て相談室

壬生町ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは，『子育ての手助けをして欲しい』依頼会員と『手助けができる』協力会員を結び、助けたり助けられたりして、育児の相互援助を行う組織です。

協力会員の方々が、**できること**を、**できる時**に、**できる範囲**でお手伝いをして育児をサポートしていきます。

会 員 の 条 件

※ 会員登録は無料です

◎ 依頼会員（おねがい会員）…壬生町在住または在勤で、０歳から小学校６年生までのお子さんを養育している方。すぐに利用がない方も登録できます。
◎ 協力会員（まかせて会員）…壬生町在住で、心身ともに健康で、積極的に援助活動ができる方
◎ 両方会員（どっちも会員）…依頼会員・協力会員の両方を兼ねる方

活 動 内 容 は？

◎ あくまでも手不足を補うための援助であり、**軽易で**かつ**短期的、補助的なもの**です。
専門的な保育や家事を行うものではありません。
◎ 育児支援（預かり・送迎）・産後支援などを行います。
・預かりは原則として協力会員の自宅において行い、産後支援は、依頼会員の自宅で行います。

＜育児支援＞

預かり

・保育所・幼稚園・学校等の開始までの預かり
・保育所・幼稚園・学校等の終了後の預かり
・乳幼児を連れた外出が困難なとき
（参観日・病院など）の時の預かり　など

送迎

・保育施設や習い事等の送迎　など

＜産後支援＞

・授乳や沐浴の補助
・新生児の身の回りのお世話
・上の子のお世話　など

※保護者が自宅にいる場合
に限ります。

★安全と安心のために・・・
援助活動の万一の事故に備え、『ファミリー・サポート・センター補償保険』に一括加入しています。
（保険料は、センターが支払います。）

利用料金は？

★交通費や食事・おやつ代などかかった費用は、依頼会員の実費負担です。

利　用　時　間	１時間あたり
月曜日～金曜日までの　午前７時～午後７時	７００円
土日祝日等及び年末年始・平日の上記以外の時間	８００円

ご利用までの流れ

☆事前に、会員登録をお願いします！

① センターに、依頼内容を申し込む
② センターが、協力（まかせて）会員に依頼する
③ 会員同士で事前打ち合わせをする
④ 協力（まかせて）会員が育児支援・産後支援を行う
⑤ 援助活動報告書を受け取り報酬等を支払う

援助活動依頼
申込フォーム

壬生町ファミリー・サポート・センター
（子育て支援センター つばめ内）
☎ 0282-86-0132
（又は 0282-25-7773）
受付時間 ： 月曜日～金曜日
午前9時～午後4時30分

援助活動申込がスマートフォンで受付できるようになりました《会員登録された方のみ》

① 上記の2次元コードから、申込フォームにアクセス
② 申込フォームにて詳細を入力
③ 申込受付後、センターより確認の為に連絡が入ります。

壬生町利用者支援事業　つばめ子育て相談室

子育て中のみなさまへ
知りたいこと・困ったことはありませんか？

利用者支援専門員 が

子育て中の方や妊娠中の方に、育児に必要な情報の提供や、困りごとの相談・必要な援助につなぐお手伝いなどの支援を行っています。
どうぞお気軽にご利用ください。
お待ちしております。

たとえば・・・

☆子育て情報の紹介
- ○ 子どもの入園について
- ○ 親子の遊び場や交流の場について
- ○ 町の制度や事業について　など

☆悩み事や困り事などについての相談
- ○ 育児についての悩みや不安、困りごとの相談
- ○ 子どもの発育・発達についての相談
- ○ 育児サポートが欲しい時
  一時預かり保育や、ファミリー・サポート・センターの利用について　など

★　個別相談を受け付けています

上記のようなことについて、相談室にてゆっくりと個別にご相談に応じています。
相談者おひとりでも　お子様と一緒に来ていただいてもどちらでも大丈夫です。

○ 対　象　　子育て中の保護者及び妊婦の方
○ 日　時　　月曜日～金曜日　9時～16時30分（各回1時間程度）※要予約
○ 相談場所　　子育て支援センターつばめ 相談室
○ 相談員　　利用者支援専門員
　　＊相談内容の秘密は守ります。
○ 予約・お問い合わせ
　　子育て支援センターつばめ内　利用者支援相談室
　　☎ ０２８２－２５－７７７３　午前9時～午後4時30分

☆子育て支援センターつばめ、ひよこ あそびの広場・児童館・乳幼児健診、おっぱい相談、おしゃべりカフェ、両親学級など　利用者支援員の訪問先においても、相談を受け付けています。

★利用者支援子育て相談がスマートフォンで受付できるようになりました

① 2次元コードから、申込フォームにアクセス
② 申込フォームにて詳細を入力
③ 申込受付後、子育て支援センターつばめより確認の為に連絡が入ります。

利用者支援子育て相談申込フォーム

みぶまち子育て応援サイト　みらいくる

壬生町の子育てに関する情報を載せています。

壬生町教育・保育施設の申込方法/施設一覧

1号認定の申込	**各幼稚園・認定こども園に**直接申し込みます。まずは見学にいき、願書等をもらいましょう。 入園願書は入園させたい年度の前年度８月中旬頃～各園で配布します。受付も9月～始まります。

2・3号認定の申込	申込方法	申込書類一式を**第一希望の施設**（私立保育所のみ町こども未来課可）に提出します。 ※申込書類は8月中旬頃から役場または出張所等で配布します。
	申込受付期間	毎年９月～随時 ※翌年４月以降の入園希望の方は**９月中のお申込みが第１次選考**となります。 １０月以降も随時受付しておりますが、入所可能な枠のみとなりますので、入所が難しくなります。できる限り、9月中に申込みましょう。
	入所調整・決定	面接した上で、基準に基づき**町が利用調整をし**、通知にてお知らせします。 ※希望者多数の場合、入所希望の園に入れない可能性がありますので、**事前に複数の園を見学しておきましょう。**

	施　設　名	所在地	電話（0282）	定員	施設区分	預けられる年齢	認定区分
公立	とおりまち保育園	通町16番9号	82－0330	90			
私立	壬生寺保育園	大師町53番15号	82－0811	140			
	壬生寺第二保育園	北小林468	21－7858	90			
	ありんこ保育園	壬生丁75番地14	82－3137	100			
	森の子保育園	安塚39番地1	85－0301	143			
	ステラ獨協前保育園	北小林1075番地12	85－1010	140			
	おもちゃのまち幼稚園	安塚753番地2	86－5551	185	認定こども園（幼稚園型）	０歳～５歳	１・２・３号認定
	くにや幼稚園	国谷840番地1	82－1200	200	認定こども園（幼保連携型）		
	やすづか幼稚園	安塚1641番地1	86－1009	156			
	メリーランド保育園	下稲葉343番地1	82－5921	175			
	たちばな幼稚園	上田1002番地3	86－0006	45	幼稚園（施設給付型）	満３歳～５歳	１号認定
	森の子保育園おひさま	おもちゃのまち2丁目12番11号	85－0301	9	小規模保育施設	０歳～１歳	3号認定

保育係　TEL　０２８２－８１－１８３１

認定区分について

保育園や幼稚園、認定こども園などの入所を希望する場合は、壬生町から認定を受ける必要があります。

●認定って？

認定は以下の3種類に区分されます。

１号認定　教育標準時間認定

お子さんが満３歳以上で、教育を希望される場合

２号認定　満３歳以上・保育認定

お子さんが満３歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当
保育所・認定こども園等での教育・保育を希望される場合

３号認定　満３歳未満・保育認定

お子さんが0・1・2歳で、「保育を必要とする事由」に該当し、
保育所・認定こども園等での教育・保育を希望される場合

●保育認定(2・3号認定)の「保育を必要とする事由」って？

保護者のいずれもが以下のいずれかに該当していれば、保育認定を受けられます。

1．保護者が**月に６４時間以上**労働することを常態としていること。
（例：1日4時間かつ週4日以上）
2．妊娠中であるか又は出産後間もないこと。
（認定期間は産前は６週間、産後は８週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで）
3．病気や怪我または心身に障がいがあること。
4．同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
5．震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
6．求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
（認定期間は入園日から９０日を経過する日が属する月の末日まで）
7．就学（職業訓練学校等における職業訓練を含む）していること。
8．育児休業をする場合で、育児休業に係る子ども以外の兄弟が保育園を利用しており、育児休業の間に保育園を引き続き利用することが必要である場合。
（認定期間は育児休業に係る子どもの生後１年を経過する日が属する年度の末日まで）

●保育認定(2・3号認定)になったら・・

保育を必要とする事由や保護者の就労時間等に応じ、町が基準に基づき、次のどちらかの保育の必要量に決定します。

ⓐ 「保育標準時間」認定・・フルタイム就労を想定（最長１１時間）

ⓑ 「保育短時間」認定・・パートタイム就労を想定（最長８時間）

～保育必要量決定の基準《就労の場合》～

●月120時間以上就労している場合
「保育標準時間」認定・・・７：00頃～18：00まで

●月64時間から月120時間未満で就労している場合
「保育短時間」認定・・・8：30～16：30まで

※ 上記の時間を超えて保育が必要な場合は、延長保育となります。
延長保育の実施時間・料金は園により異なります。

※ 在職証明書などをもとに町が決定します。

壬生町放課後児童クラブのご案内

＜開設時間及び休日＞

開設時間：　原則として、下校時から午後６時
（午後6時以降は延長料金が発生する場合がございます。）

休日：　日曜日、祝日及び年末年始
開設時間・休日は各児童クラブにより異なります。
※災害等により臨時閉所となることがあります。

＜対象児童＞

町内の小学校に在籍する児童で、下校後や長期休暇中に家庭内で保護者の保育を受けられない児童。（入会後、保護者の方が離職等により保育が可能となった場合には、対象外となります。）

＜申込方法（予定）＞

① 公設民営の放課後児童クラブ　の場合

提出先：壬生町役場こども未来課

提出書類：入会申込書ほか（申込書等の提出書類一式は9月頃配布予定）

集中受付：10月1日～10月31日

※３年生までを優先します。４年生以上は定員に余裕がある場合のみ受け入れしています。

※先着順にて加点をすることはありません。期間内の申込であれば優先度は同じです。

※利用希望者が定員を上回った場合には、基準に基づき選考させていただきます。

※集中受付期間を過ぎても随時受付をしますが、受け入れ可能な枠のみとなります。

※小学校内にて運営されているので、他の小学校へのお迎えは行っていません。

② 民営の放課後児童クラブ　の場合

提出先：各放課後児童クラブ

提出書類：入会申込書ほか（申込書等の提出書類一式は9月頃配布予定）

集中受付：10月1日～10月31日

※先着順にて加点をすることはありません。期間内の申込であれば優先度は同じです。

※集中受付期間を過ぎても随時受付をしますが、受け入れ可能な枠のみとなります。

※各小学校にお迎えをおこなっています。
対象となる小学校や料金は各児童クラブにお問い合わせください。

★就学援助制度をご利用されている世帯の方には、利用料の助成制度があります。

要保護世帯の方	月の利用料の全額または6,000円のいずれか少ない額
準要保護世帯の方	月の利用料の1/3または2,000円のいずれか少ない額

該当される方は、お支払い後にこども未来課へ申請手続きをしてください。（利用月より1年以内）

子育て支援係　TEL　０２８２－８１－１８６４

壬生町放課後児童クラブ一覧

運営	委託	児童クラブ名	定員	所　在　地	電話番号
公設民営	壬生町社会福祉協議会	ベリーキッズクラブ	80	壬生町本丸二丁目３番７号 【壬生小学校敷地内】	０２８２－５１－３３１４
		睦っ子児童クラブ	80	壬生町大字壬生丁２３０番地１ 【睦小学校敷地内】	０２８２－５１－２６１５
		ひいらぎ児童クラブ	45	壬生町大字安塚２０７８番地 【安塚小学校敷地内】	０２８２－５１－３１４２
		ひいらぎ第２児童クラブ	35	壬生町大字安塚１１７９番地１ 【子育て支援センターつばめ内】	０２８２－５１－６３９４
		どんぐり児童クラブ	80	壬生町落合三丁目５番２１号 【壬生東小学校敷地内】	０２８２－５１－３４７４
		北っ子児童クラブ	35	壬生町大字北小林１９０番地 【壬生北小学校内】	０２８２－５１－２８５４
	壬生町シルバー人材センター	ひまわりキッズクラブ	35	壬生町大字上稲葉８８１番地 【稲葉小学校内】	０２８２－８２－４６７６
		藤井児童クラブ	20	壬生町藤井１２６７番地 【藤井小学校内】	０２８２－５１－３８５４
		はねっこ児童クラブ	25	壬生町羽生田２１３９番地１ 【羽生田小学校内】	０２８２－５１－６２７３
民営		メリーランド児童クラブ	45	壬生町大字下稲葉３３５番地１	０２８２－８２－５９２１
		城址メリーランド児童クラブ （延長実施なし）	40	壬生町本丸一丁目７番２８号	０２８２－５１－９２８８
		壬生寺児童クラブ	40	壬生町大師町５３番地１５号	０２８２－８２－０８１１
		壬生寺第二児童クラブ	40	壬生町北小林４６８番地	０２８２－２１－７８５８
		森の子児童クラブ	45	壬生町おもちゃのまち 二丁目１２番１１号	０８０－１３４２－３６８９ ０２８２－８５－０３０１
		ありんこ児童クラブ	40	壬生町壬生丁７５番地１４	０２８２－８２－３１３７

～詳細は、直接各児童クラブにお問い合わせください。～

令和６年度

就学援助制度についてのお知らせ

壬生町では、**経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者及び就学予定者**に対して、学校でかかる費用の一部を援助することにより、児童・生徒が安心して通学できるように支援する制度を設けています。

《１》　援助対象者

壬生町に住所がある児童生徒の保護者で、**生活保護を受けている世帯(要保護)**及び**これに準ずる程度困窮していると教育委員会が認めた世帯(準要保護)**が対象となります。

【モデル世帯】

認定の基準となる所得金額の目安	世帯人数	2人		3人	4人
	世帯構成	大人　1人 小学生　1人	大人　1人 中学生 1人	大人　1人 小学生 1人 中学生 1人	大人　2人 小学生 1人 中学生 1人
	前年中の同一世帯・同一住所全員の総所得金額	140万円程度	150万円程度	200万円程度	230万円程度

※所得の目安については、上記はモデルケースであり、同じ世帯構成であっても世帯員の年齢などにより異なります。

※年間総所得とは、**源泉徴収票の場合は「給与所得控除後の金額」欄、確定申告の場合は「所得金額」の「合計」欄**の金額となります。**課税（非課税）証明書の場合は「総所得金額」**のことです。

※同一世帯全員とは、住民登録上の世帯の別にかかわらず、同一住所でお住まいの方全員のことを指します。世帯分離により住民票を別にしている場合でも同一住所にお住まいであれば「世帯員」に含まれます。単身赴任等により生計を同一にしている方が別居している場合も「世帯員」に含みます。

《２》　援助を希望する方

生活保護に準ずる程度困窮している世帯で援助を希望される方は通学する学校にご相談及び申し出てください。申請書に必要事項を記入の上、**お子さまが小・中学校に通学している場合は、小学校に提出してください。**

認定は年度ごとに行います。昨年度、認定を受けていた方でも、今年度希望する場合には４月中に申請をしてください。（生活保護を受けている世帯も同様です。）

年度当初（4月末まで）に申請した場合、援助が認定されたときは、4月分から支給します。

年度途中でも２月末日まで随時受付、認定となった場合は申請月の翌月分からの支給となります。

※前年中の世帯の総所得額を調査しますので、職場で年末調整をしていない方は税務署または、壬生町役場税務課で所得の申告を済ませておいてください。

令和6年１月１日現在の住所が壬生町以外の場合には、６月に入りましたら速やかに転入前の住所地の役所・役場から「令和5年中の所得証明書」を取り寄せて提出してください。**世帯に１人でも所得不明者がいると、認定が保留となります。**

☆学童保育の利用料についての助成制度もあります（P33参照）

《3》　認定について

学校長の意見及び民生委員の所見、世帯全員の所得状況や生活状況を総合的に審査し、認否を決定します。年度当初（4月末まで）に申請された場合、認定結果については、６月下旬以降に学校を経由してお知らせいたします。

申請時と年度更新時に地域の民生委員が生活状況等を確認するために訪問することもあります。

※民生委員には守秘義務があり、知りえた秘密を外部に漏らすことは絶対にありません。

《4》　援助の内容

就学援助年間支給額　（令和5年度　実績）

世　帯	支給項目		入学準備金	新入学用品費	学用品費	通学用品費	学校給食費	修学旅行費 校外活動費
生活保護に準ずる	就学予定者		54,060	－	－	－	－	－
	小学生	１年生	－	54,060	11,630	－	49,500	実費
		2～5年生	－	－	11,630	2,270	49,500	実費
		6年生	63,000	－	11,630	2,270	49,500	実費
	中学生	１年生	－	63,000	22,730	－	57,200	実費
		２年生以上	－	－	22,730	2,270	57,200	実費

※援助費は学期ごとに支給を予定しています。

※教育委員会から学校に振込後、学校長を通じて保護者に支給となります。修学旅行費・校外活動費については、実施日等によって支給時期が異なります。

※学校給食費は実費、修学旅行費・校外活動費は実施・決算の後に援助対象となる経費の実費を支給します。修学旅行実施前の積み立て等の集金については、学校の指示にしたがって必ず納めてください。認定となっても、学校給食費等の集金や修学旅行等の積み立てが免除されるわけではありませんのでご注意ください。

※新入学児童生徒学用品費は入学準備金を受け取っていない４月認定の１年生が対象になります。

※オンライン授業を行う場合、モバイルルーターの貸出を行っております。申請書の「ルーター貸出希望」欄に希望の〈有　無〉をご記入ください。

※生活保護世帯（要保護）については、学用品費等は生活保護費における教育扶助等において支給されます。修学旅行費と医療費【学校病（う歯など）】に限り就学援助費から支給されます。

《5》　その他

・認定後、住所や世帯状況等が変わった場合は、再審査が必要になることがあります。また、経済状況の好転により、就学援助の必要がなくなった場合はお子様の通学する学校へお申し出ください。

・本制度は、生活保護に準ずる程度困窮した世帯の児童生徒への援助制度です。認定期間中に不動産を取得したり、高額な車を購入・所有する等見受けられます。申請・受給に際しましては、本制度の趣旨をご理解いただきますようお願いします。

・小学校就学予定者に係る【入学準備金】の申請は、〔就学時健診〕の案内と併せて申請書等を送付します。

《6》　問い合わせ先

詳しくは、通学されている学校または 壬生町教育委員会 学校教育課 学校教育係（電話81-1871）までお問い合わせください。

なお、申請書は学校及び教育委員会、壬生町公式ＷＥＢサイトにも掲載してございます。

児童扶養手当

○児童扶養手当とは、どのような人が手当を受けられるのですか？

日本国内に住所があって、次のいずれかに該当する１８歳に達する日以降の最初の３月３１日まで（中度以上の障がいを有する児童は20歳まで）の児童を監護している親、又は親に代わって児童を養育している方が手当を受け取ることができます。

① 父母が婚姻を解消した児童
② 父又は母が死亡した児童
③ 父又は母が重度の障がいの状態にある児童
④ 父又は母の生死が明らかでない児童
⑤ その他
（父又は母から１年以上遺棄されている児童・父又は母が１年以上拘禁されている児童・婚姻によらないで出産した児童・父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童、父母ともに不明である児童など）

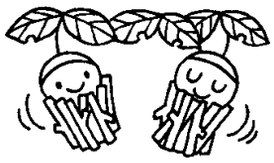

◆ただし、以下の場合には該当となりません。

○ 父又は母・養育者が・・・
・手当額以上の公的年金(遺族、障害、老齢年金等)の給付を受けることができるとき
※障害年金は、障害基礎年金の子の加算が児童扶養手当の額を下回る場合は、差額分を児童扶養手当として受給することができます。

○ 父又は母が・・・
・婚姻しているとき（事実上の婚姻を含む）
（③父又は母が重度の障がいの状態にあり、認定された場合を除きます）

○ 児童が・・・
・父又は母の死亡について支給される遺族年金又は遺族補償を受けることができるとき
・児童福祉施設（児童養護施設、障がい児施設など）に入所したとき
・里親に委任されたとき　　など

○手当額は？

児童1人の場合	全額支給	月　額	45,500円
	一部支給	月　額	10,740円～45,490円
児童2人の場合	全部支給	月　額	56,250円
	一部支給	月　額	16,120円～56,230円

※一部支給の額は、請求者の所得に応じて変わります。
３人目からは児童１人増すごとに6,450円ずつ加算されます（全部支給の場合）。

○所得制限は？

請求者及びその扶養義務者等の前年の所得に応じて、その年(11月から翌年10月まで）の手当の支給区分（全部支給・一部支給・全部支給停止）が決まります。請求される際にご確認ください。

【参考】所得制限限度表

	請求者（本人）			扶養義務者・配偶者 養育者等
扶養人数	全部支給	一部支給	全部支給停止	全部支給停止
０　　人	490,000円 未満	490,000円～ 1,920,000円未満	1,920,000円 以上	2,360,000円 以上
１　　人	870,000円 未満	870,000円～ 2,300,000円未満	2,300,000円 以上	2,740,000円 以上
２　　人	1,250,000円 未満	1,250,000円～ 2,680,000円未満	2,680,000円 以上	3,120,000円 以上
３　　人	1,630,000円 未満	1,630,000円～ 3,060,000円未満	3,060,000円 以上	3,500,000円 以上
４人以上	以下380,000円 ずつ加算	以下380,000円 ずつ加算	以下380,000円 ずつ加算	以下380,000円 ずつ加算

※上記限度額に加算されるもの

請求者（本人）：　老人扶養親族がいる場合　100,000円

特定扶養親族がいる場合　150,000円

扶養義務者等　：　老人扶養親族がいる場合１人につき　60,000円

※養育費を受け取った場合は、８割が所得に算入されます。

〇手当を受け取るには？

こども未来課の窓口へ手続きをする必要があります。手当は、認定を受けると、認定請求をした翌月分から支給されます。

５月１０日支給・・・・３月分・４月分の合計
７月１１日支給・・・・５月分・６月分の合計
９月１１日支給・・・・７月分・８月分の合計
１１月１１日支給・・・・９月分・１０月分の合計
１月１０日支給・・・・１１月分・１２月分の合計
３月１１日支給・・・・１月分・２月分の合計　　（予定）

◎手当を引き続き受給するためには、毎年８月中に現況届を提出することが義務付けられています。

◎受給者は、身分関係や住所の変更等があった場合は、１４日以内に届出をしてください。

遺　児　手　当

父母の一方、又は両親が死亡した児童（義務教育終了前）を養育する方に遺児手当【対象児童　１人　月額　3,000円】を支給しています。ただし、町民税の所得割額を課せられない方が対象となりますので、お問い合わせください。

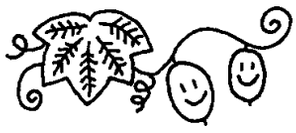

ひとり親家庭医療費助成制度

ひとり親家庭の親と、満１８歳以降の3月31日までのお子さんに対し医療費を助成する制度です。助成制度を利用するには、受給資格者証の交付申請をする必要があります。（※児童扶養手当と同様に所得制限などがありますので、お尋ねください。）

子育て支援係　℡　０２８２－８１－１８６４

特別児童扶養手当

○特別児童扶養手当とは、どのような人が手当を受けられるのですか？

精神もしくは身体が中程度以上の障がいの状態にある20歳未満の児童を監護している父もしくは母（所得が多い方）、または父母にかわってその児童を養育している方が受給できます。

ただし下記のいずれかに該当するときは、手当を受け取ることができません。

① 児童、請求者が日本国内に住んでいないとき

② 児童が児童福祉施設など（保育園・通園施設などを除く）に入所しているとき

③ 児童が障がいを支給理由とする公的年金を受け取ることができるとき
（児童扶養手当・児童手当・障害福祉手当は年金ではありませんので併給できます。）

○手当額は？（対象児童１人の場合）

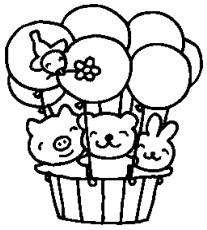

１級（重度障がい児）	月　額　５５，３５０円
２級（中度障がい児）	月　額　３６，８６０円

○所得制限は？

請求者及びその扶養義務者等の前年の所得が、下記の所得制限基準額以上ある場合は、その年(８月から翌年７月まで）の手当は停止されます。

【参考】所得制限基準額

扶養人数	請求者（本人）	配偶者及び扶養義務者
０　　人	4,596,000円	6,287,000円
１　　人	4,976,000円	6,536,000円
２　　人	5,356,000円	6,749,000円
３　　人	5,736,000円	6,962,000円
４　　人	6,116,000円	7,175,000円
５　人　以　上	以下　380,000円ずつ加算	以下　213,000円ずつ加算

※所得について、毎年所得状況届を提出してもらい、支給の確認をしています。

○所得制限基準額に加算されるものは？

請求者（本人）	・老人控除対象配偶者がある場合は、１０万円 ・老人扶養親族がある場合は、１０万円／1人 ・特定扶養親族がある場合は、２５万円／1人
扶養義務者等	・老人扶養親族がある場合は、６万円／1人

○手当を受け取るには？

こども未来課の窓口へ手続きをする必要があります。手当は、認定を受けると、認定請求をした翌月分から支給されます。支給は年３回に前月分までをまとめてお支払いたします。

８月９日支給　・・・・　４月分・５月分・６月分・７月分の合計
１１月１１日支給　・・・・　８月分・９月分・１０月分・１１月分の合計
４月１１日支給　・・・・　12月分・１月分・２月分・３月分の合計
（予定）

子育て支援係　TEL　０２８２－８１－１８６４

壬生町子育て支援事業

ショートステイ事業

児童の保護者が一時的に養育が困難となった場合に、児童福祉施設等で児童又は母子等をお預かりします。

【対象者及び利用要件】

町に居住する児童又は母子等で、次の理由によって家庭での養育が一時的に困難な場合

- 保護者の疾病
- 保護者の育児疲れ、育児不安等による身体上又は精神上の疲れや不安
- 保護者の出産、看護、事故、災害、失踪等
- 保護者の冠婚葬祭、転勤、出張又は学校等の公的行事の参加
- 経済的問題等により緊急一時的に保護を必要とする場合

【利用の流れ】

① 利用希望日が決まりましたら、**7日前まで**に、こども未来課へご連絡ください。
（TEL0282－81－1864）施設の空き状況を確認いたします。
※施設の状況によっては、ご希望に添えない場合もございます。
※緊急で預けたい場合等には、対応できない場合があります。
② こども未来課に「利用申請書」をご提出ください。
③ 利用決定された方には、利用者負担金を記載した利用決定通知書を送付いたします。
（利用者負担金は、事前に壬生町にお支払いください。）
④ お子様の送迎は、ございません。利用決定通知書を持参のうえ、施設をご利用ください。

【利用者負担額】

階層	利用者負担金	2歳児未満	2歳児以上	緊急一時保護の母	妊産婦
A	一般の世帯	5.350円(日額)	2.750円(日額)	750円(日額)	4.920円(日額)
B	非課税世帯 課税されているひとり親家庭	1.100円(日額)	1.000円(日額)	300円(日額)	1.100円(日額)
C	生活保護世帯 非課税のひとり親家庭	0円(日額)	0円(日額)	0円(日額)	0円(日額)

【お預かりする施設】

※お子様の年齢と施設の状況によって、お預かりする施設が変わります。

施　設　名	住　　所	電話番号
済生会宇都宮乳児院	宇都宮市竹林町９４５－１	028－626－5511
すみれ乳児院	小山市三峯２－１－２１	0285－38－9066
児童養護施設　きずな	宇都宮市睦町３－７	028－633－5626
児童養護施設　アリスとテレス	野木町南赤塚1219－3	0280－57－0015
児童養護施設　ネバーランド	鹿沼市下奈良部町1-81	0289－71－1103

【申し込み・お問い合わせ先】

子育て支援係　TEL　０２８２－８１－１８６４

～お問い合わせ時間～

平日　AM８：30～PM5：15　毎週月曜日のみPM7：00まで

医療給付制度について

養育医療	●赤ちゃんの出生体重が2,000g以下又は身体の機能が未熟なまま生まれた場合、指定医療機関で医療給付（入院に限る）が受けられます。	
	対象年齢	０歳児
	所得制限	なし
	申請窓口	役場こども未来課　℡０２８２－８１－１８６４
自立支援医療（育成医療）	●身体に障がい等を持つ１８歳未満の児童で、生活の能力を得るために治療等が必要な場合、指定自立支援医療機関で医療給付が受けられます。（食事療養費は対象外となります。）	
	対象年齢	１８歳未満
	所得制限	あり
	申請窓口	役場健康福祉課　℡０２８２－８１－１８２９
小児慢性特定疾患	●悪性新生物（がん）など、長期にわたり治療が必要な病気にかかり、治療を行なう場合、委託医療機関で医療給付が受けられます。（※病気ごとに対象となる基準が異なります）	
	対象年齢	２０歳未満
	所得制限	なし
	一部負担金	なし（本来は所得に応じて負担金が徴収されますが、本県では、県が負担しています）
	地域センター	栃木健康福祉センター　栃木市神田町６－６　℡０２８２－２２－４１２１

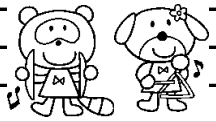

壬生町こども発達支援センター「ドリームキッズ」のご案内

● 療育の相談
お子様の成長に下記のような心配・不安をお持ちの方へ
言葉の遅れが気になる・コミュニケーションが取りづらい・落ち着かない・
強いこだわりがある・友達と一緒に遊べない・手足の動きがぎこちない等

※相談は、随時受け付けております。

● 療育・・・・保護者の方と一緒に通園し、お子様にあわせた療育を行ないます。
・日常生活の基本動作の指導
・集団生活への適応訓練等

臨床心理士の相談や音楽療法、必要に応じて、作業療法士・言語聴覚士などの療育指導も行なっています。

壬生町子ども発達支援センター「ドリームキッズ」・・・℡　０２８２－８１－０２３５

所在地　壬生町大字壬生丁２３２番地３

設置：壬生町　　指定管理者：社会福祉法人　壬生町社会福祉協議会

働くお父さん・お母さんのための制度

産前産後の休業等

栃木労働局雇用均等室
TEL　０２８－６３３－２７９５

【産前産後の休業】
　産前産後の女性労働者は、請求により産前６週間（多胎妊娠は１４週間）の休業を取ることができます。また産後８週間を経過しない女性就労者は、就労させてはいけないことになっています。休業中の賃金については、職場により有給か無給か異なります。

【育児のための勤務時間短縮等の措置】
　育児休業の代わりに、３歳未満の子を養育する男女労働者のために短時間勤務やフレックスなどの措置を実施している場合がありますので、勤務先にご確認ください。

【育児時間】
　１歳未満の子を養育する女性労働者は、休憩時間のほかに１日２回各々少なくとも３０分の育児時間を請求することができます。

【育児休業】
　男女労働者は、子どもが１歳（必要と認められた場合は１歳６ケ月）までの希望する期間、育児のために休業することができます。取得方法などは、勤務先へご確認ください。
※育児休業を申し出た月以降、育児休業が終了する日の翌日の属する前月までの健康保険及び厚生年金の保険料は免除されます。

母健連絡カード

　働く妊産婦の方が、主治医等から通勤緩和や休憩などの指導を受けた場合、その指導内容が事業主に的確に伝えられるよう「母性健康管理指導事項カード」を利用しましょう。（カードは、母子健康手帳の最後についています。）

働く女性の健康応援サイト　妊娠出産・母性健康管理サポート

職場における母性健康管理を推進するために役立つ情報を提供しています。

育MEN（イクメンプロジェクト）

“イクメン”で検索

育てる男が家族を変える。社会が動く。
・・・育児を楽しむ男たちが社会に発信！新プロジェクト始動

※イクメンとは、子育てを楽しみ、自分自身も成長する男のこと

壬生町おもちゃ博物館　TEL0282-86-7111

開館時間	９：30～16：30 ※１月3・4日は特別開館のため 10：30～15：30
休館日	月曜日（月曜日が祝日、振替休日の場合は翌日） 年末年始（１２月２８日～１月４日）
入館料	おとな　600 円（団体400円） こども　300 円（団体200円） ※団体は、２０人以上です。 ※こどもは４歳～中学生（４歳未満は無料）
年間パスポート	おとな　3,000 円 こども　1,500 円 シルバー　2,500 円（65歳以上）

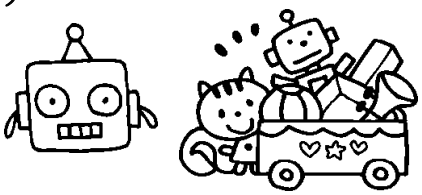

◆毎月第３日曜日は「家庭の日」で、中学生以下の入場無料です！
◆壊れたおもちゃを修理してくれる「おもちゃ病院」を開催しております。
※おもちゃ病院は完全予約制となります。開催日等の詳しい情報は公式HPをご確認ください。

とちぎわんぱく公園　TEL0282-86-5855

開園時間	3～9月　8：30～18：30 10～2月　8：30～17：30
開館時間（屋内施設）	【こどもの城・ぱなぱなのまち・ふしぎの船】 3～9月　9：30～17：00 10～2月　9：30～16：30 【大恐竜パーク】 通年 9：30～16：30 ※ 閉館30分前まで入場可
休館日	【こどもの城・ぱなぱなのまち・ふしぎの船】 火曜日（祝日の場合はその翌日） 【大恐竜パーク】 月曜日（祝日の場合はその翌日）
利用料	【ふしぎの船】　※ 団体（20人以上）は２割引 小・中学生　120 円 高・大人　250 円 シニア（65歳以上）　200 円 【大恐竜パーク】 ３歳以上　800 円（団体500円）

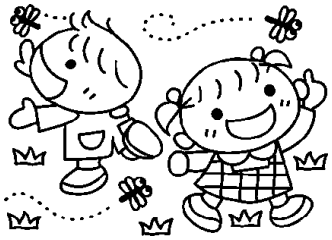

デマンドタクシー

“みぶまる”

運行中です！

町内なら乗合でどこへでも！

毎週月曜日～金曜日（8時～16時）運行

※土日・祝日等は運休です

予約受付時間（7時30分～17時30分）

中学生以上300円、小学生100円、未就学児無料

乗車の際に現金でお支払いください。

利用の流れ

※ご利用には、事前に登録が必要です。
まずはお電話を！

① 予約センターにお電話ください。（TEL0282－81-1132）

- 予約は、利用予定便の1週間前から1時間前まで
- 午前8・9時の便のご利用は、前日の午後5時までにご予約ください。

② 利用内容をお伝えください。

- お名前・利用される日時・乗車場所・降車場所・帰りの便
- 予約変更・キャンセルは、すぐにご連絡ください。（TEL８１－１１３２）

③ 順番にお迎えに伺います。

- 車が見える安全なところでお待ちください。
- 降車されるまでドライバーの指示に従って安全にご利用ください。

ウェブでも予約ができます！

（ウェブ予約の利用は事前登録が必要です。詳しくは町公式HPをご確認ください）

みぶまる予約受付センター

市外局番（0282）

はーい　いいみぶ

81－1132

壬生町コミュニティバス
“みぶーぶ”
運行中です！

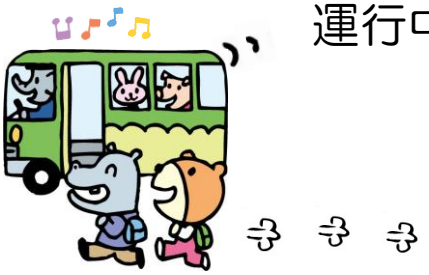

〇利用料金

運賃（区間に関わらず一律）	
中学生以上	200円
小学生・障がい者	100円
未就学児	無料
回数券　(200円×11枚)※	2,000円
回数券　(100円×11枚)※	1,000円

※回数券は、コミュニティバス車内で販売しております

〇運休日

年末年始期間（１２月２９日～１月３日）は運休となります。

そのほか、土日祝日に関しても通常通り運行します。

南回り（桃色）

北回り（緑色）

ぐるっとみぶまち

Mibu-machi community bus

みぶ～ぶ

壬生町コミュニティバス

令和６年４月１日から

運　賃	
中学生以上	200円
小学生・障がい者	100円
未就学児	無　料
回数券（200円×11枚）	2,000円
回数券（100円×11枚）	1,000円

番号	停　留　所
1	壬生町役場
2	カスミ壬生店
3	自成館
4	壬生駅西口
5	壬生城址公園
6	明光義塾前
7	福和田橋
8	ＪＡしもつけ壬生
9	道の駅みぶ「みらい館」
10	おもちゃ博物館
11	おもちゃのまち駅西口
12	獨協医科大学病院
13	マルシェ安塚店
14	安塚駅
15	南犬飼出張所
16	おもちゃのまち郵便局前
17	おもちゃのまちバンダイミュージアム前
18	カスミおもちゃのまち店
19	コストコ壬生倉庫店前
20	むつみの森
21	壬生町児童館前
22	国谷駅西口
23	ラーメンショップ前

番号	停　留　所
1	壬生町役場
2	壬生駅東口
3	壬生高校

運行事業者：株式会社ティ・エイチ・エス　☎0282(61)2301

お出かけはみぶーぶで快適に！　令和６年４月１日から

壬生町コミュニティバス運行ダイヤ

運行事業者：株式会社ティ・エイチ・エス　☎0282(61)2301

南 町内循環線（壬生駅経由南回り）

※12/29－1/3は運休、土日祝日の運行は平日と同じ

「壬生町役場～（壬生駅経由）～壬生町役場」（南回り）		1	2	3	4	5
1	壬生町役場	8：40	10：40	12：40	14：40	17：20
2	カスミ壬生店	8：47	10：47	12：47	14：47	17：27
3	自成館	8：50	10：50	12：50	14：50	17：30
4	壬生駅西口	8：53	10：53	12：53	14：53	17：33
5	壬生城址公園	8：55	10：55	12：55	14：55	17：35
6	明光義塾前	8：58	10：58	12：58	14：58	17：38
7	福和田橋	9：01	11：01	13：01	15：01	17：41
8	JAしもつけ壬生	9：03	11：03	13：03	15：03	17：43
9	道の駅みぶ「みらい館」	9：07	11：07	13：07	15：07	17：47
10	おもちゃ博物館	9：11	11：11	13：11	15：11	↓
11	おもちゃのまち駅西口	9：18	11：18	13：18	15：18	17：58
12	獨協医科大学病院	9：21	11：21	13：21	15：21	18：01
13	マルシェ安塚店	9：27	11：27	13：27	15：27	18：07
14	安塚駅	9：29	11：29	13：29	15：29	18：09
15	南犬飼出張所	9：32	11：32	13：32	15：32	18：12
16	おもちゃのまち郵便局前	9：40	11：40	13：40	15：40	18：20
17	おもちゃのまちバンダイミュージアム前	9：41	11：41	13：41	15：41	18：21
18	カスミおもちゃのまち店	9：43	11：43	13：43	15：43	18：23
19	コストコ壬生倉庫店前	9：50	11：50	13：50	15：50	18：30
20	むつみの森	9：53	11：53	13：53	15：53	18：33
21	壬生町児童館前	9：59	11：59	13：59	15：59	18：39
22	国谷駅西口	10：02	12：02	14：02	16：02	18：42
1	壬生町役場	10：08	12：08	14：08	16：08	18：48

北 町内循環線（国谷駅経由北回り）

※12/29－1/3は運休、土日祝日の運行は平日と同じ

「壬生町役場～（国谷駅経由）～壬生町役場」（北回り）		1	2	3	4	5
1	壬生町役場	9：20	11：20	13：20	16：20	18：54
22	国谷駅西口	9：26	11：26	13：26	16：26	19：00
21	壬生町児童館前	9：29	11：29	13：29	16：29	19：03
20	むつみの森	9：35	11：35	13：35	16：35	19：09
19	コストコ壬生倉庫店前	9：38	11：38	13：38	16：38	19：12
18	カスミおもちゃのまち店	9：45	11：45	13：45	16：45	19：19
17	おもちゃのまちバンダイミュージアム前	9：47	11：47	13：47	16：47	19：21
16	おもちゃのまち郵便局前	9：48	11：48	13：48	16：48	19：22
15	南犬飼出張所	9：56	11：56	13：56	16：56	19：30
14	安塚駅	9：59	11：59	13：59	16：59	19：33
13	マルシェ安塚店	10：01	12：01	14：01	17：01	19：35
12	獨協医科大学病院	10：07	12：07	14：07	17：07	19：41
11	おもちゃのまち駅西口	10：10	12：10	14：10	17：10	19：44
10	おもちゃ博物館	10：17	12：17	14：17	↓	↓
9	道の駅みぶ「みらい館」	10：21	12：21	14：21	17：21	19：55
8	JAしもつけ壬生	10：25	12：25	14：25	17：25	19：59
7	福和田橋	10：27	12：27	14：27	17：27	20：01
23	ラーメンショップ前	10：30	12：30	14：30	17：30	20：04
5	壬生城址公園	10：33	12：33	14：33	17：33	20：07
4	壬生駅西口	10：35	12：35	14：35	17：35	20：09
3	自成館	10：38	12：38	14：38	17：38	20：12
2	カスミ壬生店	10：41	12：41	14：41	17：41	20：15
1	壬生町役場	10：48	12：48	14：48	17：48	20：22

壬生高線（壬生駅東口～壬生高校往復箇所）

※12/29－1/3、土日祝日及び
壬生高等学校長期休業期間は運休

「壬生町役場～壬生駅東口～壬生高校」		1	2	3	4	5	6	7	8
1	壬生町役場	7：35							
2	壬生駅東口	7：55	7：57	8：10	8：25	15：40	15：42	16：40	18：10
3	壬生高校	8：00	8：02	8：15	8：30	15：50	15：52	16：50	18：20
2	壬生駅東口	8：05	8：07		8：35	15：55	15：57	16：55	18：25

町内移動には、デマンドタクシー“みぶまる”もご利用いただけます

運賃（現金のみ）
中学生以上　300円
小学生　100円
未就学児は無料

運行日・運行時間
毎週 月～金曜日（土日祝日、12/29～1/3運休）
午前の便（8、9、10、11、12時）
午後の便（1、2、3、4時）

予約センター　☎(81)1132

子育て支援マップ

保存用

☎市外局番 0282

保健福祉センター
乳幼児検診・各種教室

子育て支援センター

❶ **ひよこ**
壬生甲3843−1
☎82-3309
遊びの広場・ベビーマッサージ・各種講習会・育児相談等

❷ **児童館**
壬生丁281
☎82-7388
遊び場開放・育児相談 各種教室 等

❸ **こども発達支援センター ドリームキッズ**
壬生丁232−3 療育相談
☎81-0235

❹ **子育て支援センター つばめ**
安塚1179−1
☎86-0132
遊びの広場・各種講習会・育児相談・利用者支援事業 等

ファミリーサポートセンター
☎86-0132 登録(無料)・子育て支援(有料)

町施設

⑰ 壬生町役場		☎81-1806
住民課	転入・転出、出生届他	☎81-1824
こども未来課	各種助成・手当他	☎81-1831 1864
⑱ 稲葉出張所		☎82-1002
稲葉地区公民館		☎82-7374
⑲ 南犬飼出張所		☎86-0004
南犬飼地区公民館		☎86-0031
⑳ 中央公民館（城址公園ホール）		☎82-0108
図書館		☎82-8543
歴史民俗資料館		☎82-8544
㉑ 生涯学習館（ポケット）		☎82-8384

放課後児童クラブ

㉒ どんぐり児童クラブ	☎51-3474 落合3-5-21
⑯ メリーランド児童クラブ	☎51-2875 下稲葉335-1
㉓ 城址メリーランド児童クラブ	☎51-9288 本丸1-7-28
㉔ ベリーキッズクラブ	☎51-3314 本丸2-3-7
⑩ 森の子児童クラブ	☎080-1342-3689 おもちゃのまち2-12-11
㉕ ひいらぎ児童クラブ	☎51-3142 安塚2078
㉖ 睦っ子児童クラブ	☎51-2615 壬生丁230-1
㉗ 北っ子児童クラブ	☎51-2854 北小林190
⑥ 壬生寺児童クラブ	☎82-0811 大師町53番15号
⑦ 児童クラブありんこ	☎82-3137 壬生丁75番地14
㉘ ひまわりキッズクラブ	☎82-4676 上稲葉881
㉙ はねっこ児童クラブ	☎51-6273 羽生田2139-1
㉚ 藤井児童クラブ	☎51-3854 藤井1267
④ ひいらぎ第2児童クラブ	☎51-6394 安塚1179-1
⑪ 壬生寺第二児童クラブ	☎21-7858 北小林468

保育園

❺ とおりまち保育園	☎82-0330 通町16-9
❻ 壬生寺保育園	☎82-0811 大師町53-15
❼ ありんこ保育園	☎82-3137 壬生丁75-14
❽ 森の子保育園	☎85-0301 安塚39-1
❾ ステラ獨協前保育園	☎85-1010 北小林1075-12
❿ 森の子保育園おひさま（小規模保育施設）	☎85-0301 おもちゃのまち2-12-11
⓫ 壬生寺第二保育園	☎21-7858 北小林468

幼稚園

⓬ たちばな幼稚園	☎86-0006 上田1002-3

認定こども園

⓭ おもちゃのまち幼稚園（幼稚園型）	☎86-5551 安塚753-2
⓮ くにや幼稚園（幼保連携型）	☎82-1200 国谷840-1
⓯ やすづか幼稚園（幼保連携型）	☎86-1009 安塚1641-1
⓰ メリーランド保育園（幼保連携型）	☎82-5921 下稲葉343-1

小学校

㉛ 壬生小学校	☎82-0049 本丸2-3-7
㉜ 藤井小学校	☎82-0102 藤井1267
㉝ 壬生東小学校	☎82-0079 落合3-5-21
㉞ 睦小学校	☎82-4824 壬生丁230-1
㉟ 稲葉小学校	☎82-1004 上稲葉881
㊱ 羽生田小学校	☎82-1022 羽生田2139-1
㊲ 壬生北小学校	☎86-0064 北小林190
㊳ 安塚小学校	☎86-0034 安塚2078

中学校高等学校

㊴ 壬生中学校	☎82-6690 壬生甲2770
㊵ 南犬飼中学校	☎86-0134 北小林743
㊶ 県立壬生高等学校	☎82-0411 藤井1194

おでかけマップ

うんてい（うん） 築山（築） 滑り台（滑） ブランコ（ブ） 鉄棒（鉄） アスレチック（ア） 砂場（砂） アニマルスプリング（アニ） ジャングルジム（ジャ） シーソー（シー）

公園	水道トイレ	遊具
㊷ 安塚幼児公園	水・ト	滑・ブ・鉄・砂・ア・他
㊸ おもちゃのまち幼児公園〈みんななかよしチビッコ広場〉	水・水飲み	滑・ブ・鉄・砂・アニ シー・他
㊹ おもちゃのまち第一児童公園〈きんぎょの公園〉	水・ト・水飲み	滑・ブ・鉄・砂・アニ・他
㊺ おもちゃのまち第二児童公園	水・ト	滑・ブ・鉄・砂
㊻ おもちゃのまち第三児童公園〈おやまの公園〉	水・ト	滑・ブ・鉄・砂・築
㊼ おもちゃのまち第四児童公園〈きのこの公園〉	水・ト・水飲み	滑・ブ・鉄・砂

公園	水道トイレ	遊具
㊽ いずみ公園	水・水飲み	滑・ブ・鉄・砂・アニ・シー・うん
㊾ 国谷第一児童公園	水・ト	滑・ブ・鉄・ア
㊿ 国谷第二児童公園	水・ト	滑・ブ・鉄・砂・シー
51 落合児童公園		滑・ブ・砂
52 東雲児童公園		ブ・鉄・アニ
53 壬生駅東児童公園	水・ト	滑・ブ・鉄・砂・築・ジャ・シー
54 愛宕台児童公園	水・ト	滑・ブ・鉄・砂
55 大師第一児童公園	水・ト・水飲み	滑・ブ・砂・築・アニ
56 大師第二児童公園	水・ト	ブ・砂
57 壬生町城址児童公園	水・ト	滑・ブ・鉄・砂・シー
58 東雲公園（オムツ交換台有）	水・ト	鉄・アニ・大型ア
59 壬生町総合公園	水・ト・水飲み	大型ア・池

名称	水道トイレ・遊具	電話番号
60 とちぎわんぱく公園（授乳室・オムツ交換台）	水・ト・水飲み こどもの城、ふしぎの船、ぱなばなのまち、メルヘンファーム他	☎86-5855
61 みぶハイウェーパークみらい館（調乳・授乳室・オムツ交換台）		☎82-3591
62 おもちゃ博物館（調乳・授乳室・オムツ交換台）		☎86-7111
63 嘉陽が丘ふれあい広場（キャンプ・バーベキュー・宿泊）		☎82-1014
⑳ 図書館（授乳室・オムツ交換台）		☎82-8543
⑳ 歴史民俗資料館		☎82-8544
58 ふれあい交流館		☎82-8818

詳細は施設に直接お問い合わせください

2024年4月現在

病院マップ

壬生町の医療機関

☎市外局番 0282

アレルギー科（アレ）　胃腸科（胃）
胃腸外科（胃外）　外科（外）　肛門科（肛）
呼吸器科（呼）　産科（産）　婦人科（婦）
循環器科（循）　循環器内科（循内）
消化器科（消）　消化器内科（消内）
小児科（小）　神経内科（神内）　内科（内）
内分泌代謝科（内分）　皮膚科（皮）
放射線科（放）　麻酔科（麻）　神経科（神）
リハビリテーション科（リハ）

①	あかりこどもクリニック ☎81-0001	小・アレ
②	荒川内科クリニック ☎86-0501	内・循内
③	石田消化器科内科クリニック ☎82-7877	消・内
④	大久保クリニック ☎81-0880	内・麻
⑤	大橋内科クリニック ☎82-8522	内・アレ 呼・小・循 胃・皮
⑥	小倉医院 ☎82-0057	内・小
⑦	おもちゃのまち内科クリニック ☎86-1517	内・循・呼 消
⑧	かとう小児科 ☎82-7576	小・内
⑨	木村婦人科医院 ☎82-6136	婦・内・小 皮
⑩	グリーンクリニック ☎86-3966	内・内分
⑪	小林内科クリニック ☎86-8039	循内・腎内 人工透析
⑫	佐藤医院 ☎86-0123	小・内 循内
⑬	島田医院 ☎86-0011	内・胃
⑭	陣内医院 ☎82-0242	内・胃・小
⑮	高橋とおるクリニック ☎25-5881	消・胃・外 内・肛
⑯	多島外科胃腸科 ☎82-7500	外・胃・循 皮・肛・放
⑰	獨協医科大学病院 ☎86-1111	全科
⑱	にしやま内科クリニック ☎86-6000	内・放
⑲	はしもとクリニック ☎21-7300	循内・内 アレ
⑳	福井セントラルクリニック ☎86-6624	内・アレ 皮・小 リハ
㉑	前原医院 ☎82-0141	内・消・小 放
㉒	松本内科医院 ☎82-2002	内・呼・小 循・消・放
㉓	壬生東診療所 ☎82-5800	麻・内

産婦人科

㉔	クララクリニック ☎83-1311	産.婦

整形外科

㉕	武田整形外科 ☎86-1573	整外・リハ 皮・リウ 神
㉖	長島整形外科 ☎82-0277	整外・リハ

眼科

㉗	石﨑眼科 ☎81-0112	眼
㉘	しろやま眼科 ☎86-3271	眼

耳鼻咽喉科

㉙	田辺耳鼻咽喉科医院 ☎82-7711	耳
㉚	馬場耳鼻咽喉科医院 ☎86-2089	耳

歯科

歯科（歯）　小児歯科（小歯）
矯正歯科（矯歯）　口腔外科（口外）

㉛	アルッテ歯科クリニック ☎21-8418	歯・小歯 口外
㉜	粟嶋歯科医院 ☎86-5577	歯・小歯
㉝	上野デンタルクリニック ☎82-0110	歯・小歯 矯歯・口外
㉞	きさくデンタルクリニック ☎21-7140	歯・小歯
㉟	木下歯科医院 ☎86-5603	歯.小歯
㊱	君島歯科医院 ☎82-7474	歯.小歯
㊲	くりの木歯科クリニック ☎85-0286	歯.小歯
㊳	くりはら歯科医院 ☎28-6497	歯・小歯
㊴	こまば歯科医院 ☎86-6480	歯・小歯 矯・口外
㊵	しのはら歯科クリニック ☎82-6656	歯・小歯
㊶	島田歯科医院 ☎86-1234	歯
㊷	関歯科医院 ☎82-3123	歯
㊸	TOMO歯科 ☎21-8049	歯・小歯 矯・口外
㊹	なかの歯科医院 ☎85-1488	歯・小歯
㊺	福田歯科医院 ☎86-4893	歯
㊻	壬生デンタルクリニック ☎25-6257	歯・小歯 口外
㊼	村田歯科医院 ☎82-3228	歯・小歯 矯
㊽	もとじま歯科医院 ☎82-8686	歯・小歯 矯

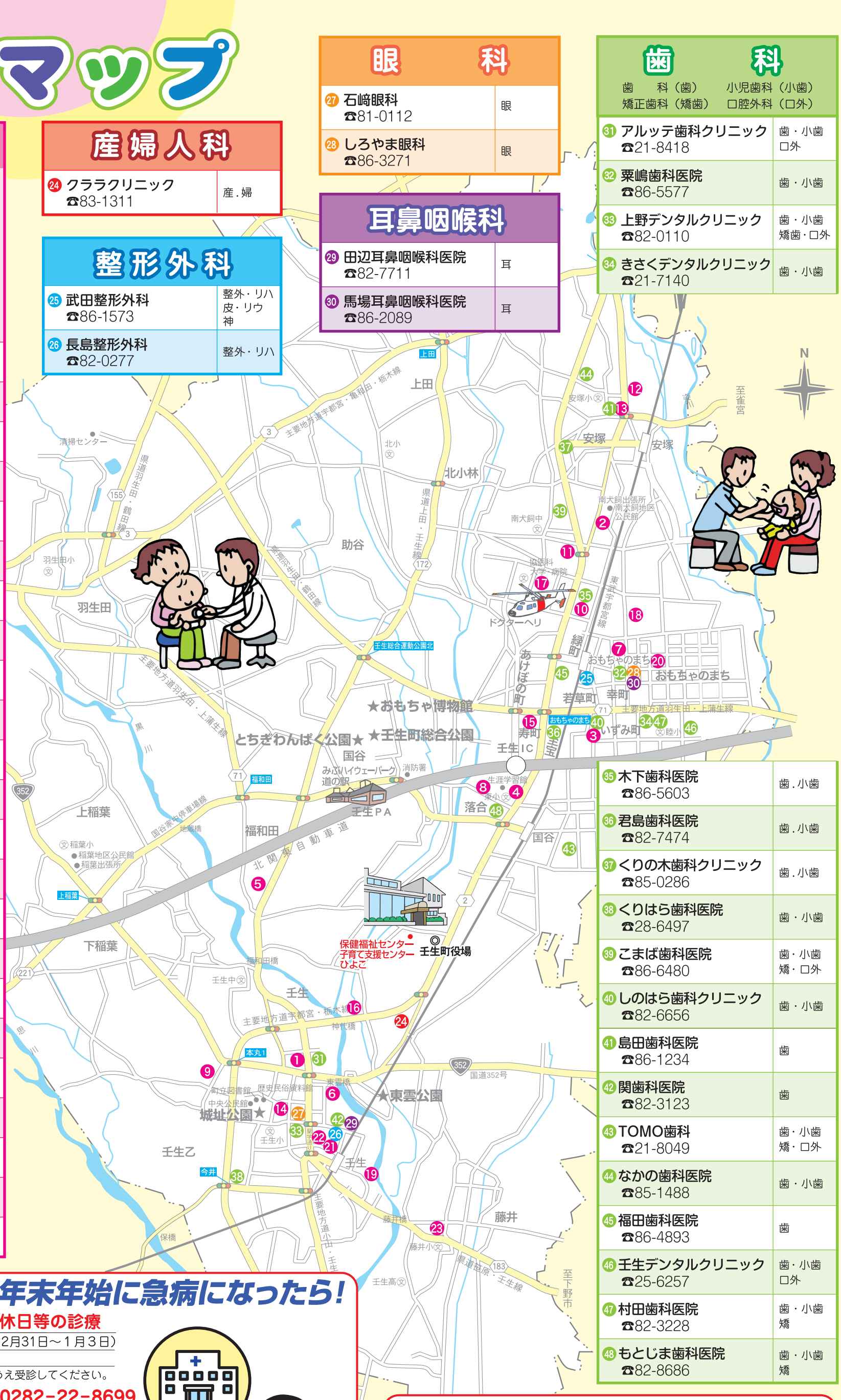

夜間・日曜、祝日、年末年始に急病になったら！

☆壬生町の在宅当番医による休日等の診療

診療日	日曜、祝日、年末年始（12月31日～1月3日）
時間	午前9時～午後5時

＊当番医については、町広報紙等で確認のうえ受診してください。

☆栃木地区急患センター　☎0282-22-8699

（下都賀郡市医師会病院隣 栃木市境町27－15）

診療日時	平日（土曜日含む）	午後7時～午後10時
	休日	午前9時～午後9時

＊受診を希望される場合は、必ず事前にお問い合わせください。
＊詳細は栃木県ホームページをご確認ください。

☆とちぎ子ども救急電話相談　☎028-600-0099

＊プッシュ回線は、局番なしの　#8000

相談時間	月曜～土曜	午後6時～翌朝8時
	日曜、祝休日	午後8時～翌朝8時

異物を飲んでしまったら！

☆つくば中毒110番

24時間　☎029－852－9999

☆大阪中毒110番

24時間　☎072－727－2499

☆タバコ専用電話

24時間　☎072－726－9922

診療時間、休診日については直接医院にお問い合わせください。

～ 壬生町役場　電話番号簿 ～

壬生町役場（本庁）　〒321-0292　栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地1

◆ホームページアドレス　http://www.town.mibu.tochigi.jp/　QR→

部	課	係	直通番号(0282)	こんなことでのご照会は？
代表電話（総合案内）			81 － 1806	※どこにかけていいか分からないとき
総務部	総務課	庶務人事係	81 － 1810	選挙
		文書法規係	81 － 1807	消防
		消防防災係	81 － 1808	
		管財係	81 － 1809	
	総合政策課	秘書係	81 － 1800	広報紙編集
		情報デジタル係	81 － 1814	
		企画調整係	81 － 1813	
		財政係	81 － 1812	
	税務課	収税係	81 － 1816	町税の口座振替
		町民税係	81 － 1817	町民税の申告
		資産税係	81 － 1818	固定資産税（土地・家等を購入したとき）
		諸税係	81 － 1819	軽自動車税、国民健康保険税
住民福祉部	住民課	住民係	81 － 1824	住民票、印鑑登録、マイナンバーカード
		管理係	81 － 1825	転入・転出・転居、戸籍の届出
		国保年金係	81 － 1832	国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療
	健康福祉課	社会福祉係	81 － 1883	生活保護、民生委員に関すること
		障がい福祉係	81 － 1829	障がい者に関すること、重度心身障害者医療、ドリームキッズ
		健康増進係	81 － 1885	健康相談、保健福祉センター
		高齢福祉係	81 － 1830	老人会
		介護保険係	81 － 1877	介護保険、地域包括支援センター
	こども未来課	子育て支援係	81 － 1864	児童手当等、こども・妊産婦医療等、学童クラブ
		保育係	81 － 1831	保育施設等、児童館、子育て支援センター
		母子保健係	81 － 1887	予防接種、乳幼児健診、母子健康手帳
産業生活部	生活環境課	まちづくり推進係	81 － 1888	自治会活動、人権相談、消費者行政、自衛官募集
		くらし安心係	81 － 1826	交通安全
		環境保全係	81 － 1834	聖地公園、公害、ごみの収集、犬の登録
	農政課	農業振興係	81 － 1839	
		農村保全係	81 － 1840	
	商工観光課	観光交流係	81 － 1844	壬生町の観光
		商工振興係	81 － 1845	
建設部	建設課	住宅係	81 － 1849	町営住宅
		管理係	81 － 1850	
		土木係	81 － 1851	道路
	都市計画課	都市計画係	81 － 1853	
		区画整理係 都市整備係	81 － 1854	
		公園緑地係	82 － 7117	（総合公園内）
	下水道課	業務係	81 － 1858	
		工務係	81 － 1859	
		経理係	81 － 1849	
	水道課	業務係・工務係	82 － 2260	水道の開閉栓、水道料金
会計課		会計係	81 － 1863	
議会事務局		庶務係・議事係	81 － 1866	
監査委員事務局		監査係	81 － 1880	
農業委員会事務局		庶務係・農地調整係	81 － 1875	
教育委員会事務局	学校教育課	庶務係	81 － 1871	小中学校
		学校教育係	81 － 1870	
	生涯学習課	生涯学習係	81 － 1873	公民館・図書館・歴史民俗資料館・生涯学習館
	スポーツ振興課	施設係・振興係	82 － 2345	体育館・グランド

【火災の問い合わせ】　０２８５－５３－７３１１　（石橋地区消防組合テレホンサービス）

【町内各出張所】　稲葉出張所　82 － 1002　壬生町大字上稲葉９３３番地１
南犬飼出張所　86 － 0004　壬生町大字安塚１１７０番地２７

窓口業務時間：午前８時３０分～午後５時１５分（土日・祝日・年末年始を除く）

※毎週月曜日（祝日等は除く）は、午後７時まで窓口を延長しています
【本庁　住民課、税務課、健康福祉課、こども未来課のみ】

壬生町こども家庭センター 「ぱれっと」

令和６年４月より、子どもや妊産婦さん等を対象に、専門的な相談に応じ総合的かつ継続的に支援することを目的とした“**壬生町こども家庭センター 『ぱれっと』**”を設置しました。
相談対応や関係機関との連絡調整を図ることで、お子様の健やかな発達を見守り、自立を支援します。

《どんな相談にのってくれるの？》

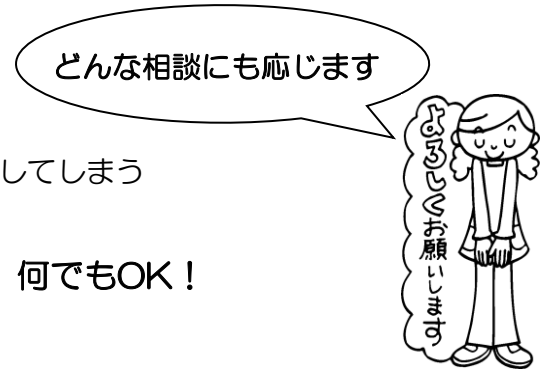

- 育児ストレスを感じている
- イライラして子どもを叩いたり、大声を出したりしてしまう
- 子どもの発達が心配
- 子どもが学校に行きたがらない　　etc・・・　**何でもOK！**

《誰が相談にのってくれるの？》
保健師、助産師、社会福祉士、保育士など、資格を持ったスタッフが相談に応じます。
必要に応じて関係機関と連携を取り、皆さまが抱えている悩みを一緒に解決する手助けをします。

《対象は？》
壬生町内に住むすべての子ども（18歳未満）とその家族、妊産婦さんが対象となります。

《相談から支援までの流れ》

相談
来庁・電話・メール・訪問など

➡

実情の把握
家庭環境や子どもの特性把握

➡

総合調整
関係機関との連携・サービス調整

＊ ご相談をご希望の際は、電話またはメールにてご予約をお願いします。
＊ 秘密は厳守致しますので、安心してご相談ください。

一人で悩まず、まずはご相談ください！

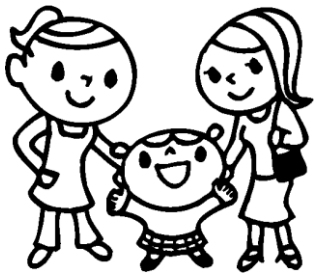

【問い合わせ先】
壬生町こども家庭センター（壬生町役場　こども未来課内）
☎　０２８２-８１-１８６４
✉　kodomo@town.mibu.tochigi.jp

こちらからも
メール出来ます